

第36回議会運営委員会

日 時 令和6年11月8日（金）

午後1時30分から

場 所 第1委員会室

付議事項

- 1 議会基本条例の検証について
- 2 議会運営に関する陳情書について
- 3 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の契約に関する要望書について
- 4 その他

条文	項目	至誠一心会	みらい21	創政会	公明党	共産党	無所属
前文	市長と議会			<p>藤岡) 市長と議会を逆にして、議会と市長がそれぞれの特性を生かして、と変えたほうがいい。</p> <p>中岡) 議会が優先的に先に来て、議会と市長に変えたほうが</p>		山田) 他の人を持ってくる場合、その人のほうを先にするのが通常だと思う。	
前文	基本とは何か					中島) そもそも議会基本条例の基本とは何か。ここから入るべき。	
1条	二元代表制					中島) よそのところを見ても二元代表制が目的の中に入ってるので、是非入れたほうがいい。	
1条	真の地方自治	奥) 真の地方自治というのがちょっと抽象的で、分かりにくい。入れなくても良いのではないか。		<p>中岡) 「真の地方自治を実現し、<u>もって</u>、これは市民の幸せをと豊かなまちづくりを寄与することを目的する。」重みをもたせるために、「もって」をつけ加える。</p>	<p>岡山) 基本条例の逐条解説があって読んだ。今の条文で私は十分に形はとれている。</p>	山田) 地方自治法の1条に関わる。市民福祉、住民の福祉向上のためという書き方を、真の地方自治を実現し、市民の幸せと豊かなまちづくりということで、分かりやすくしている。中学校1年でも分かる言葉とした。	

条文	項目	至誠一心会	みらい 21	創政会	公明党	共産党	無所属
2条	市民に開かれた議会を目指すこと	恒松) 開かれた議会の着地点とか目的地がまだはっきりしてない状態であり、十分に市民に開かれているか、という課題も多いので、このままいいのではないか。		古豊) 「開かれた議会を目指す」ではなくて、「開かれた議会である」と結ぶ。今は議会カフェ、広報等、色々なツールを使って、開かれた議会が実践できているのではないかと思う。		山田) もう達成されたか、と言うとまだまだ色々やらないといけないことがある。その辺がきちんと整理されてないと、変えるのはどうか。開き切れていない部分、達成すべきことはまだ色々あると思う。	
2条	着地点とは、具体的にどんなものか	奥) もっとやることはあるのではないか。今までどおりもやって、例えば広報の議会だよりをリニューアルしながらやってること等、議会も少しは市民に寄り添って分かりやすくやっていることも分かるよう、考え、どんどんやっていけば良いと思う。 恒松) 着地点、具体的には会派でも決められてない状況です。					

条文	項目	至誠一心会	みらい 21	創政会	公明党	共産党	無所属
2条	(5) 関心と興味			<p>福田) 「市民の関心が高まり、興味を持つてもらい、分かりやすい視点、方法等で行うこと」又は「市民の関心が高まり、新しい視点、方法等で市民に興味を持つてもらえる議会を実現すると。」の様に、「興味」という言葉を使ってはどうか。</p> <p>中岡) 福田議員に賛成。もっと前向きに、この文章を捉えていきたい。</p>		<p>中島) モニターさんから、専門語じゃなくて、もっと分かりやすい言葉で言ってほしい、と聞くんですけども、視点というのは物すごく抽象的だからなあと思った。</p>	
2条	全般 ・問題なし ・具体的記載が必要 ・基本理念を入れる				<p>岡山) 活動原則という形で、ここはもうこれで十分と思う。</p>	<p>中島) 基本理念という項目を入れる必要があるのではないか。重みを持たせるためにも。</p> <p>山田) それが前文になってるんじゃないですかね。</p>	<p>矢田) 具体的には、後ほど条文で説明したり、書いてある。これは基本部分ですから、今までいいと思う。</p>

条文	項目	至誠一心会	みらい 21	創政会	公明党	共産党	無所属
3条	公務	<p>白井) 議員は公務を最優先とし、とか、議員は公務を中心には、「公務」を入れたほうが良いと思う。</p> <p>恒松) 公務を入れてしまうと基本条例に縛られることになるので、このままで良いと思う。</p> <p>定義は、先般議運で公務について話をした、そのまま。</p>			吉永) 議員は公務優先は当然のことなので、あえて書く必要はないと思っている。		
4条	議運				中島) 会派は、議運に参加できること、参加すること。という項目があったほうがいい。		

条文	項目	至誠一心会	みらい 21	創政会	公明党	共産党	無所属
4条	理念とは何か。 ・同一の理念 ・基本的な理念 ・理念			中岡) 「同一の理念」を「基本的な理念」に変えるほうが分かりやすいと思う。同一が分かりにくい。 福田) 理念だけでもいいんじゃないかな。		山田) 同一の理念をつくり上げられている今の現状からすると、このままでもいいと思う。 山田) ただ単に3人の寄せ集めでは駄目で、理念をともにするもの、わかりやすく同一の、としたんだと思う。	
5条	原則公開	白井) 原則公開はそのとおりに運用しなければ、その言葉に魂も宿らないと思っている。		中岡) このままでいい。			
6条	(2) 本会議では審議、委員会では審査	白井) このままでいい。		中岡) 審議し、は本会議でのことで、委員会のことは、「または審査して」を付け加えるのがいいと思う。		山田) 質疑はできるが、議員同士で、通すべきかどうかするのか、公の場で議論されてないところが今1番の問題で、それを踏まえた上で、この自由討議そのものはどう扱うことになるのでは、と思う。	

条文	項目	至誠一心会	みらい 21	創政会	公明党	共産党	無所属
6条	自由討議 ※事務局説明あり	<p>奥) 保障ということで、今、ルールとしては、質疑が終えた場合には終結し、自由討議できないことになっている。</p> <p>反対討論があって賛成討論があるが、気持ちが変わったり、もっと知りたいということがあったときに、また自由討議に戻れるようにできれば、というはどうだろうか。</p>			<p>岡山) 討議と討論の違いを、明確に説明して欲しい。</p>		

条文	項目	至誠一心会	みらい 21	創政会	公明党	共産党	無所属
6条	自由討議 ※事務局説明あり	白井) 6条1項の後段、「議員相互間の自由討議を中心に運営します」、これを素直に読むと自由討議が中心になるが、現実とギャップがある。現実をこれに近づけるのか、条文をこの中にというところを変えるか、必要があると思う。 今、質疑のときに自分の意見を言わないことが鉄則だから、きっちり質疑と自由討議を分けないといけない。					
7条	追加事件			伊場) 二つ議決事件として追加してるが、これをまた本基本条例に列挙する必要があるかどうか、も大事な観点かなと思う。 それも踏まえた議論が今後必要だと考えている。		山田) 実際には一つ二つしか追加していない。皆さんのが日頃、議会においてこれが議決できるのかできないのか、ということ自体がね、分かっておられないんじやないかなと思う。	
8条							

条文	項目	至誠一心会	みらい 21	創政会	公明党	共産党	無所属
9条	政策決議提案 ※政策提案と政策決議提案の何が違うのか、事務局で調査のこと	大井) 山田議員の意見書は、国や県等公的機関に提出するもの。中岡議員が言われる政策決議提案は、過去、学校の普通教室のエアコンの予算を前倒しする決議を議会全員でやった。その実例が政策決議提案だと考えていい。	中岡) 「もって政策立案及び政策提言を推進するため」とあるが、政策立案、政策提言の間に、政策決議提案を入れてもいいんじゃないかなと思う。	政策決議提案は政策立案と政策提言の中間的な性質を持っている。本会議の時期でなければ提案ができず、政策提言に比べて、議決による議会の意思決定としての重みづけがある。		山田) 実際に議会でやってるのが意見書を上げるというのがある。これは決議してますから、そのことではないのか。	

条文	項目	至誠一心会	みらい 21	創政会	公明党	共産党	無所属
9条	市民参画	白井) 中島議員が言 われた市民参画、三 かの話、第5章第6章 が主に取り扱われてい て、政策討論会は実 施要項は市民が参加 して議論するというよ りは、議員全体、議 会としての質疑が議会 総体としての意見をま とめる形と理解してい るんですが、どうで しょうか。				中島) 討論会は討論 会でいいが、自治基 本条例には政策立案 は市民参加に基づい て行うと、市民参画 をうたっている。市民 と議会との関係で、 この市民参加はどこに なるのか。政策立案 をする際に、議会とし て市民の意見をどう 取り入れていくかを盛 り込んではどうか。市 民参画についてどう 考えるのか。	
9条	政策提案特 別委員会	奥) 政策提案特別委 員会とこの政策討論 会のすみ分けはどうな のか。 億) 例えば常任委員 会で取り扱ってる問題 が、特別委員会でも 取上げられるとなる と、どっちが主体なの かが分からなくなっ てくる。	大井) 政策提案特別 委員会で、山陽小野 田市に住みたい住み 続けたいというテー マでやっている。別 テーマ、同じテーマ で会派単位、党で、 政策討論会をやるこ とは別に否定するもの ではない。それか ら、完全には違うも のだとは思っていな い。				

条文	項目	至誠一心会	みらい 21	創政会	公明党	共産党	無所属
10条	(3)予算に反映			中岡) 「市長は議会の評価を予算に十分反映させるように努めなければなりません」を「議会の評価を予算に十分反映させるよう、継続的に行政運営に反映させる」というふうに変えてはどうか。もう少し強い動きで、市長に対して議会は言うべきである。		中島) 市長は、議会の評価を予算に十分反映させるよう努めなければなりません。とあるが、何か意味があるのか。	
11条	1 権利を有する		大井) 地方自治法に一般質問という項目がないので、この制定特別委員会で一般質問の項を作ったと思う。「権利」という言葉、これはあくまでも一般質問というステージで決められたルールに従ってやることが保障されてるだけであり、その中の権利ということを私は理解している。おり	森山) 「議員は一般質問を行う権利を有します」と書かれているが、法的根拠がないと認識している。法的根拠があるならば生かしてもいいが、なければ削除してもいいと思う。 一般質問の権利と書いてあるが、実際の発言の機会の確保といった形の表記もいいのではないか。			

条文	項目	至誠一心会	みらい 21	創政会	公明党	共産党	無所属
11条	2 一般質問			中岡) 現行の政策を変更させ、是正させ、変更是正させ、あるいは新規の政策を採用させるという大切な文言が抜けている。追加して欲しい。		山田) 市長等に疑義をただすというのがあるが、これは市長に限るんではないか、と思う。 中島) 疑義をただし、は「質」の方が重みがあるのでは。	
11条	3 論点と回答が公開				吉永) 論点と回答び公開、ホームページ以外であるか。等であるということは、他にもあるという認識か。		
12条	質問と質疑			森山) 「議員から質問を受けたとき」を、「議員から質問や質疑を受けたとき」と加えたほうが整合がつくと思うが、どうか。		中島) 参考人から議員に対して質問するとかは。やってはいけないことだと思ってい改めてここで確認しておきたい。	

条文	項目	至誠一心会	みらい 21	創政会	公明党	共産党	無所属
13条	逐条解説で、語句の説明を加える			森山) 文言としてはこちらでいい。逐条解説での検討で、質疑と質問の違いと、総括大綱的の具体的な事例とかを示したほうが、全員が共通的に分かりやすいのかなと思う。検討してもらいたい。			
14条	執行上の問題 ※事務局より説明アリ		大井) 例えば、その修正を出したことによって、既に事業が途中でまで進んでるところがストップする、それが市民に何か不利益を与えたりしないかという場合に、執行上の問題が起こるのかなと私は考えている。	吉豊) 執行上の問題というのは、予算上のことか。何のことですか。			

条文	項目	至誠一心会	みらい 21	創政会	公明党	共産党	無所属
14条	※事務局より説明アリ			前の13条で括弧質疑で出てまして、14条括弧なしで質疑に関係する内容。ここだけ括弧がないが、質疑に関係することか、これ二つ重なってるなら一緒にできるものなのか、なぜ、当時分けたのかな、が疑問で教えて欲しい。			
15条	文言の精査	奥) 1行目のところの委員長報告に対する質疑は「委員長に対して疑義をただすために行います」とあるが、委員長に疑義をただすっていうのが、文言的に合ってるのか。検討をお願いしたい。					

条文	項目	至誠一心会	みらい 21	創政会	公明党	共産党	無所属
15条	委員長報告 概要 ※事務局よ り説明アリ			宮本) 委員長に対して 疑義をただすために 行う質疑でしょう が、それに対する答弁 は委員長じゃなくても 委員であれば、誰が 挙手してやってもいい のか。その辺りはどうか。		中島) 「審査の概要 と結果及びその論点 を明らかにし詳細に 要領よく行います」 だが、ちょっと要領 良すぎて、大事な内容 が委員会で話したの に抜けとるじゃない か、というのを感じ る時もある。	矢田) 委員長報告に 対する質疑について は、概要とその結果 について質疑ができる と、どっかで読んだ が、どうか。
15条	2 配布と 公開	白井) 「委員長報告 概要は議場に配布し ます」という文言、 ほかの条文ではな かったと思う。これ は公開するでは問題が あるのか。					

条文	項目	至誠一心会	みらい 21	創政会	公明党	共産党	無所属
16条	議案に関する賛否 ※事務局より説明アリ	白井) ホームページは議案が採決が分かれたのしか載せてませんか。 白井) 議会だよりも、全員賛成なら全員賛成の議案も載せるべきではないかと思う。		古豊) 議案等における賛否これを原則公開します、となつてますが、個人の賛否は公開しなくてはいけないものなのか。議会全体の結果でいいのではないかと思う。		山田) これは絶対に公開すべき。それぞれ思いを込めて賛成反対に自分の意思表示をしている。きちんと全市民に公開するのが原則。その上で、議会だよりも賛否の分かれたものを公開するとなっている。議員の責任として行われるべきだと思う。	
17条	等を加える			森山) その所管に関する事務の調査を機動的に、を、事務の調査等と、等をいれたら良いと考えるがどうか。			

条文	項目	至誠一心会	みらい21	創政会	公明党	共産党	無所属
18条	審議と審査 ※事務局より説明アリ	白井) (1)から(6)まで、これを提案者に対し明らかにするよう求めます、を2項で相手方に努力義務でも義務を課すような、「執行部側はそれを十分尊重しなければいけない」とかを入れてみたらどうかと思う。 先ほどの10条の3項、市長は、議会の評価を予算に十分反映させるように努めなければならない、とした感じはどうか。		福田) 審議と審査は、どのように違うのか。 中岡) (1)の政策等の提案に至った経緯理由及び期待される効果、の際、我々が資料請求するときがあるが、今まで資料恵与としていたが、資料請求、としたらどうかと思う。 恵与の意味は、恵みをもって与えること、転じて、他の者から物を与えられることなので、恵与を使うよりも請求すると強めに変えたほうが良い。			
19条	逐条解説への追加				吉永) 解説の部分につけ加えていただきたい。議会から市民団体に対して、市民懇談会を要請できるような形になっているので、解説に入れていただきたいと思う。		

条文	項目	至誠一心会	みらい 21	創政会	公明党	共産党	無所属
19条	実施要綱	白井) 市民懇談会、もっと広く、ある意味、自由に市民だったら参加できるという場を考えてみたらどうかなという提案。市民懇談会をもうちょっと広めたようなものを考えていただきたいなと思っている。				山田) 実際の運用として10人でなくとも10人程度という表現がされて、その辺は柔軟に運用されてると思う。議会カフェの中で出された意見から、ある特定の地域で出ている問題で、議会の常任委員会が解決のためにその調査に赴くこともあるので、その辺のことを踏まえて、市民懇談会というのはあるんだということを承知していただきたいと思う。	

条文	項目	至誠一心会	みらい 21	創政会	公明党	共産党	無所属
20条	請願・陳情 ※事務局より説明アリ				中島) 請願・陳情は市政発展っていうものについて、何か受入れていくもので、個人攻撃するような請願陳情については、取り扱うべきではないと思う。 山田) 意見陳述も、以前は10分程度にまとめてくださいと言ったと思うが、今はそうなってない。自由に1時間でも2時間でもしゃべらせるということになってるんが、これについてはどうなのか。		

条文	項目	至誠一心会	みらい 21	創政会	公明党	共産党	無所属
21条	公聴会 ※事務局より説明アリ				山田) 公聴会は、国会では予算委員会の最後とか別の日に、公聴会を設けてその意見を聞く。その際、各政党会派から推薦人、推薦をした人を呼ぶという形になっている。必要性があれば、そういったことも検討しておく必要があると思う。		
22条	附属機関 ※事務局より説明アリ	白井) 議会基本条例と地方自治法の関係を教えてほしい。優先優先順位としてどうなってるのか。		宮本) 今からの検証と改正に、物すごく論点が大きくなる所だと思う。調査されて、検証と改正のときに色々議論を行って頂きたい。		山田) これ、出来ないのではないか。非常に実現が難しいと、事務局から言われたように思う。改めて説明してもらえるか。	
23条							

条文	項目	至誠一心会	みらい 21	創政会	公明党	共産党	無所属
24条	説明責任	白井) 説明責任を果たす議会で、議会報告会は議会から市民に対する説明責任を果たすということだが、実際、動画でまとめることによって、その後の市民との一般的な意見交換会で市民の要望を聞くのが中心になっている。第20条の趣旨とは外れる。現実とこの条文の不一致、どちらかに合わせるか、考えないといけないと思う。				山田) 以前から議論があり、要するに議決したことを言われてもしょうがないという意見が随分あった。広聴委員会のほうで、市政に対する意見、議会に対する意見を率直に伺おうということで、今の形になったんじゃないかなと思う。	
25条	その他議長が認めたもの ※事務局より説明アリ					山田) その他議長が必要と認めたものというのは何かあるのか。	

条文	項目	至誠一心会	みらい 21	創政会	公明党	共産党	無所属
26条	興味			中岡) 「市民が議会と市政に関心を持つように、議会広報活動に努めます」を、これ第2条との連携で、「興味」という言葉を入れてほしいと思う。興味を持ってもらう、関心及び興味を、など。			
26条	多様な広報手段	恒松) 現在議会だより、ホームページ、フェイスブック、ユーチューブでこのたびインスタグラムを開設した。多様な広報手段は、情報技術の発達を踏まえたもの、今多様な広報手段を活用していると自負している。今後情報技術が発達したときは、また委員会で検討していくかいたらと思う。 条文についてはこれで問題ないかなと考えます。		福田) 多様な広報手段で活用って、どういう手段がありますかね。			

条文	項目	至誠一心会	みらい 21	創政会	公明党	共産党	無所属
26条	シンプルに ※賛否の公開とリンク			森山) 「議会は議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等」を、シンプルに「議会は分かりやすく情報を提供します」としてもいいのではないか。			
27条	文言を分かりやすく			古豊) 「市民の代表者として、その倫理性を常に自覚し、品位を保持し、識見を養うよう」というのは難しいし分かりにくい。「代表者としての倫理である政治倫理を常に自覚し、それに基づいて行動しなければなりません」としてもらったほうが分かりやすいと思う。	岡山) 制度を変えて頂きたい。学識経験者の方々を含めた制度にして欲しい。	中島) 今の倫理条例は意味ない。モラルまで踏み込んで、そこまで対象になっていくような政治倫理条例は今は必要ない。改正されるなら、その改正を見てからの判断になると思う。	

条文	項目	至誠一心会	みらい 21	創政会	公明党	共産党	無所属
28条	等を加える			<p>古豊) 参考人制度及び公聴会制度を十分に活用しを「等」、参考人制度及び公聴会制度等を入れたほうがいいのではないか。</p> <p>伊場) 等というのは、例えばその附属機関、とかも含まれるんじゃないんですかね。今、報酬審議会でね議員報酬やってるところも、ここも踏まえられるべきで、「等」があってもいいと思う。</p>			
29条	等を加える						
30条	等を加える			<p>森山) 28条29条と同じように、公聴会制度等をとし、等を入れたほうがいいと思う。</p>			

条文	項目	至誠一心会	みらい21	創政会	公明党	共産党	無所属
31条	実際の運用	白井) 危機対応に関して、災害等緊急事態が発生したとき、またその恐れがあるときは危機対応組織を設置してとありますか、実際に運用されているか。 白井) 例えば、執行部あるいは市長と連携してとか、何らかの形でこの条例が生かせるような形での運用というのを望みたいと思う。		伊場) ここは、前回の改正で入れ込んでくれと岡山議員が引き下がらなかった。今、災害も多くなるが、危機対応組織とか、設置するとかを書いてるが、それについて何か。	岡山) 私がこだわり、つくって出したが、大分中身が変わった。最初、危機管理という表現だったが、結局、危機管理と対応ということで、私の思いが変えられた。		
32条							
33条	市民の活用 ※事務局より説明アリ	白井) ここの保管とか管理はすごく大切だと思う。貴重な資料だけに。だから何でも市民が気軽に、ここに来て中央図書館と同じような形で利用できるっていいのか疑問が残る。		松尾) この条例が1番遅れてるという気がする。例えば、市民もこれを利用できるようにする。どのように利用できる様にするのか、これから考えていく必要があると思う。		山田) 1番の課題は中央図書館との連携だと思う。それを含めて、議会図書室が貸出し可能な、連携がとられるべきではないかなと思う。 山田) 今ある資料は、例えばデジタル化されてそれがすぐ分かるような状況になってるのか。	
34条							

条文	項目	至誠一心会	みらい 21	創政会	公明党	共産党	無所属
35条	研修				山田) 研修は今、議会事務局が、新人議員に対して簡単に、時間もとらずにやられていると思うが、全条文が理解できるようにしつくべきじゃないかなと思う。		
36条	すみわけ				中島) 広聴委員だが、議会広聴の充実ってあったが、何か広聴委員会の仕事ばっかし増える。市民と議会の情報だから、広報としても、柱立ては市民広報の充実、中身として広聴、議会だより、ホームページを充実させていくってしないと、何か広聴ばっかしがね、やるような感じがしている。		

宮本政志 条例の見直し等第35条に、2年を経過したときは速やかに議会運営委員会においてこの条例の目的が達成されているかどうかについて検証しますとあります。今月の下旬から、この基本条例の検証と改正について、議会運営委員会のほうで着手に入る予定でございます。それに当たって本日は基本条例を含め、この基本条例の検証の改正に役立てる、議運のほうで役立てられるような御意見をお聞きしたいと思いまして、今日のこの意見交換会を、議長に許可を頂いて開催することとなりました。先ほど岡田係長申し上げましたように本日公開ではありませんので、もう本当に自由闊達な議論、意見交換をしていただければと思っております。

それから今日の進行は全てこれから高松議長の方に、お任せをしたいと思いますので、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。以上です。

高松秀樹 中島議員。

中島好人 今、議運の委員長から今日の趣旨が言われました。35条ですね。これは議運で検証するというふうに、条例ではなっているわけですね。

僕は思うには、一定この間、議運の中で、議会基本条例について、検討もし、見直し点は何かとかですね、いろいろこのチェックポイントなんかもやってですね、今日の全協か議員連絡会の中で、議運としてはこうだと、こういうふうに考えてるが、皆さんの御意見を聞きたい、とこういう流れがあると思ってたんですけども、どうなんでしょうか。

宮本政志 先ほど言いましたように基本条例の検証の改正に着手は議運でしておりません。ですから今後、今月の下旬から条例の検証か改正に先ほど言いましたように入ります。それに当たっては議会運営委員会の委員だけではなくて、当然委員外議員の方々にも参加していただくようになると思います。そこから実際、検証、改正に入りますから、今日はそのため議運のメンバー、委員、それから委員外議員で当然政党会派、公明党、それから共産党の会派の方も1人ずつ参加されるでしょうし、無会派の議員の方もお2人参加されるかもしれません。それに当たって、今日は議員全員の御意見を参考に検証と改正の参考にしたいという趣旨ですから、まだ今、議運で、基本条例、ここはどうなんだこうなんだっていうのは、その都度、付議事項で出れば、申合せ、会議規則、委員会条例全てやってきましたけど、全体的なものはまだやっておりませんので、これからでございます。よろしいですか中島議員。

高松秀樹 矢田議員。

矢田松夫 議論の手法の方法と思うんですけれどね、本来なら、ある程度議運の中で選別してふり落として、皆さんどうですかと。いうのが普通じゃないかと僕は思うんですが、今日の趣旨は、まずみんなに聞いて、そしてその結果を議運で諮ると。

宮本政志 そうです。

矢田松夫 こうした理由っちゅうのは何ですかね。

宮本政志 今矢田議員がおっしゃった、議運でふるいをかけるということは、今

の議運のメンバーあるいはそこに参加していただいた委員外議員の意見でふるいをかけてしまうとですね、そのふるいをかけて議論しない、改正も検証もしないものが生まれてきます。それが1議員でもそこは重要じゃないかということが出ましたらね。やはりこれは全議員に関わることですから、議運の中で議論をして、何個かに絞るということは考えておりませんでしたし、全体を今後、前文から全て、取り扱っていきます。よろしいですかね矢田議員。そういう方向で今から検証改正には入っていきますけど。よろしいですか。

藤岡修美 はい。

高松秀樹 藤岡議員。

藤岡修美 前文なんで、なるべくなら変えないほうが良いとは思うんですけれども、3行目ですね。そのような時代にあって市民による厳粛な信託によって選ばれた市長と議会が、ということになっておりますけれども、これはあくまでも市議会の基本条例なので、市長と議会を逆にしてですね、議会と市長がそれぞれの特性を生かして、こういうふうに変えたほうがいいんではないかと思いますが、いかがでしょうか。

高松秀樹 そうですね。この部分はこの前、長内先生もですね、市長と議会どっちが上なのかみたいな話もあったんですが、今藤岡議員の意見に関して、どう思われますか。山田議員。

山田伸幸 通常、他の人を持ってくる場合は、その人のほうを先にするのが通常じゃないかなと思うんですけどね。

高松秀樹だから、2者ある場合は、相手のほうを先にもってきているじゃないかみたいな話です。山田議員がこういう意見ですけどそのほか皆さん、どっちでもいいですか。どうしても、意見がないことはどっちでもいいってことだけ。中岡議員。

中岡英二 私も前文ですので余り変えないほうがいいと思いますが、ここは先ほど藤岡さんが言わされたように議会が優先的に先に来て、議会と市長というふうに変えたほうがいいと思います。今までも、多様化する課題がたくさん増えております。そうした中で議会も政策を立案したり、その機能を強化しないといけないと思いますので、まずは議会と市長というふうに持っていくのが自然じゃないかなと私は思います。以上です。

高松秀樹 このように意見が分かれた場合はですね。ここでどっちかに統一することはしません。この意見がそのまま議会運営委員会に持っていくかれるということですので、それは御理解していただきたいと思います。今の市長と議会については、ほか何か意見ありますか。2通りの意見があったということです。そのほかのところで前文で、中島議員。

中島好人 前文というよりもですね。議会基本条例そのものです。これが出来てから、2012年、平成24年。今日まで議会基本条例に基づいてやってきてるわけですけども、この理念と今の議会基本条例等の僕はギャップを感じるわけですよね。今これ前文でですね、二元代表制と言ってるわけ

でしょ。この二元代表制というのは、要するに市長と議会が対等に論議し合うっていうか、対等な位置にあるわけですけども、そうなると中身は議会が一丸となって住民福祉、市民の福祉のために執行部に対してどうか、というのがこの前文に書かれてあるし、趣旨だと僕は思っている。しかし、この間の中身はどうなのかなってなると、そもそも議会基本条例の基本とは何か。僕はこっから入るべきじゃないかなと思っても思うんですよ。この間、僕はいろいろ議運とか個人攻撃を進めるような中身で、それが市民の福祉に関わってどうだったのか。市勢発展に進んでいったのか。議会が議員をチェックしてね、こういうことを進めていいのかという、そもそも論からなるんじゃないかな。そんな議会に基本条例の基本とは何か。僕はもっと真剣に立ち向かうときが来てるんやないかと、いうふうに思うんですよ。どうでしょうか。基本とは何か。

高松秀樹 基本は前文に書いてあるんです。だから今前文に御意見ありませんかっていう話ですよね。それを踏まえて議会活動してるかしてないかっていう話はこれ別次元の話ですので、まず前文について、今、中島委員が言わされたところも含めてですね。議会の精神がきちんと盛り込まれているのか、盛り込まれていないのか、変えるところがあるのか、変える必要がないのか、変えるのはどこをどういうふうに変えたらいいのかとか、そういう意見をですね、頂きたいというふうに思います。

中島好人 いや、僕は思うには、何ぼやってもね、変えてみてもね、そのとおりやっていかなければ何の意味もない。

高松秀樹 それは、この議会基本条例にのっとった活動をしてない議員の問題で、議会基本条例は皆さん御存じの改革フレームなんですよ。改革フレームでこれに沿ってやっていけばいいのに、これから逸脱した運営をするとき、中島さんが言われるようなことになる。今日わざわざ皆さん集まつていただいた理由とはそれもあって、もう一度議会基本条例をよく目を通していただいて、山陽小野田市議会の本質ですね、考え方はどのようなものなかつていうのを再認識してもらいたいってのもありますので、そこは中島さん、よく理解していただきたいと思います。

中島好人 最初にね、率直な意見をと。僕はやっぱそれは率直な意見を述べたということではい。

高松秀樹 今、中島さんのように率直な意見を望みます。形ばかりの意見ではですね、本質的な改正につながらないと議運の委員長もこの前申しておりましたので、そういう意見を、今貴重な意見だというふうに思っておりますので。

白井健一郎 はい。

高松秀樹 白井議員。

白井健一郎 議会基本条例というのは、議会の憲法と普通言われています。その憲法を変えるというときに、変えていいところと変えちゃいけない根本的なところがあると思うんですよね。だからその変えちゃいけない根本

的なところ、例えば私は、この早稲田大学マニフェスト研究所が出してる議会改革実践マニュアルというのを読みましたが、例えば書いてあるのは、要するに議会基本条例の1番の基本ですよね。それが市民と議会の情報共有とか、住民参加とか、あるいは議会基本条例を作ることによって議会の機能が強化されるとか、そういうものは変えてはいけない。だから、今この議会基本条例は35条まであるんですけど、1条から35条までが同じ重さの条文ではなくて、これは変えちゃいけないとか、これはちょっと現実現実離れしてるから、現実のほうに条文をちょっと近づけようとか、あるいは現実離れしてるから、現実を条文条例のほうに近づけなきやいけないんじやないかとか、そういう検討が必要だと思うんですよね。それをまず一歩やつたらどうかなと思うんですけれどもどうでしょうか。

高松秀樹 そのとおりです。だからその意見を今求めてます。だから前文からいってます。全部、今まとめて言ってるわけじゃなくて、まず前文で、今白井議員が言わされたようなところがあるのかないのか。その意見を求めているだけであって。それ前文、1条から全部入ります。はい。お願ひします。

高松秀樹 ほかに前文。いいんですか。もちろんここで意見なくとも議運の中で別の意見が出る可能性がありますけど、はい。福田議員。

福田勝政 上から7行目ですよね。多様化する地域課題を解決するためにはとあります。

高松秀樹 どこですか。違いますよ。

福田勝政 はい。

高松秀樹 そのほか意見ありますか。宮本議員。

宮本政志 はい。先ほど中島委員がおっしゃったことをまさにそうですよね。前文がこの基本条例の理念としてある。ということでうちの会派も議論して、この理念は理解もしましたし、賛同もしました。大きく変える必要はないんじゃないかということを先ほど、藤岡委員も言ったわけです。ただ、今後議運で検証していくのにですね、ぜひ、いろんな議員の方から、いやいやこれはもう私の理念とはここが違うからここを全部はここをこうやってくれという、方向性があつたり、あるいは先ほど、白井議員が言わされたのはまさにそうなんですよ。検証、改正に当たるに当たってここはもう時代錯誤してるんじやないか。この言葉、この文脈はどうか。そういった御意見も非常に欲しいんで、もっと御意見を言っていただけたらと思ってるんですけど、すいません議長以上です。

高松秀樹 議運の委員長が言いましたように、白井議員が先ほど言いましたよね。そこが非常に注目する観点になると思いますので、その意見を頂きたいと思います。前文のところはですね皆さんないようですのでちょっと具体的な内容に入ったほうがいいかと思いますので、1条からいきましょうか。1条は目的のところなんですが、読みませんが、目的のところで意見

があれば、頂きたいと思います。中島議員。

中島好人 前文にもありましたけども、やはり僕は1番大事なのは、議会が一丸となって進めていく、この二元代表制のもとにですね。というか、そういう言葉、よそのところを見ても二元代表制っちゅうのが目的の中に入ってる状況をよく見ますんで、その辺も含めて是非入れたほうがいいんじゃないかなっていうのは思っております。

高松秀樹 今、中島議員の意見は二元代表制という言葉を、目的の中に入れたほうがいいんじゃないかなっていう御意見でした。この意見に対してでもいいし、そのほかの意見でも皆さんのはうからありましたらお願ひいたします。奥議員。

奥良秀 この条文の第1条の中に、眞の地方自治という言葉が入っているんですが、眞の地方自治というのがちょっと抽象的で、分かりにくい。例えば眞の地方自治ということが、議会及び議員の役割を明確にし、その責任を果たすことにより、別にここを入れなくても、市民の幸せと豊かなまちづくりに寄与することを目的とする、でいいのではないかと思います。

高松秀樹 真の地方自治という言葉、は要らないんじゃないかなってことですね。

山田伸幸 はい。

高松秀樹 山田議員。

山田伸幸 ここはですね地方自治法の1条に関わるところなんですね。そこでは市民福祉、住民の福祉向上のためというふうに、そのような書き方をされてるのを、わざわざこういうふうに眞の地方自治を実現し、市民の幸せと豊かなまちづくりということで、分かりやすくしてるんですよ。そういうことで、この1条になってるんですね、目的です。これはだから、地方自治法の第1条に即した、そういう章立てとか条立てをあらわしてるんですね。最初につくるときに言ったのは、中学校1年でも分かる言葉でというふうな形をとったんですよ。そのときに、地方自治法第1条の市民福祉の向上というふうにするよりは、このようにしたほうがいいんじゃないかなということでこうなってるんですね。だけどその辺のことちょっと、含んでおいていただきたいと思います。

高松秀樹 奥議員。

奥良秀 すいません。歴史のことはよく分からんんですが、眞の地方自治っていう言葉が、例えば中学1年生でも分かりやすい言葉って言われましたけど、逆に分かりにくくしてるのでないかなということがありましたので、発言させてもらっています。

高松秀樹 そうですね、中岡議員。

中岡英二 さっき奥委員の言われたように、私も確かに眞の地方自治、これちょっと分かりにくいかと思って、私の考える地方自治振の地方自治というのはですね、やはり地域の実情に合わせ住民の声を生かした政治を担うという、そういう意味だと私は捉えています。だからもう少し詳しくやつ

てもいいと思いますし、そのあとにですね、真の地方自治を実現し、これは市民の幸せをと豊かなまちづくりを寄与することを目的としますので、ここにちょっと重みをもたせて、実現し、もって、市民の幸せと豊かなまちづくりに寄与することを目的としますと、ちょっと、もってをつけ加えたほうがいいんじゃないかと思います。以上です。

高松秀樹 大丈夫ですよ、意見は全部聞きますから。議運で作業しますから、いろんな意見言われて。これ目的なんで1番大事なところですよね。だからこの部分で今いろんな意見がありましたけど、他の議員の皆さん、よろしいですか。岡山議員。

岡山明 基本条例の中で逐条解説があります。逐条解説つきの、という形を私もずっと読ませてもらったんです。今、真のってあるんでしようけど、最初にこの解説の中で地方分権時代にふさわしい山陽小野田市議会という、地方分権時代にふさわしいという表現がされておるんですよね。それはやっぱりその部分で、真の地方自治を実現して、その一つ上に地方自治法がありますので、そういう意味で、今の条文で私は十分に形はとれると、私はそう思ってます。

高松秀樹 分かりました。今の条文でいいんじゃないかと。もちろんそういう意見がないといかんなと思いますけど。そのほかいいですか。目的のところ。ちょっと今、面白い意見がありましたので議運の中でどうするのかと、もしかしたら逐条解説を新たにつくってそれに入れるとかですねそういうのも恐らく考慮されるんじゃないかと思いますので、とにかく皆さん言われる、分かりやすく書いてくれということだったというふうに思います。それでは、ほかの方も遠慮せずにですね、録音されてますけど、ネット映ってませんので、何言われても少々間違ったことをやっても構いませんので、言ってくださいね。1条ずつ行きます。それで最後に、これ言い忘れたってのがあれば、そこで言ってください。最後にありますので、はい。では第2条。議会の活動原則、5項目挙げてます。これについて御意見をお願いいたします。古豊議員。

古豊和恵 2条の1市民に開かれた議会を目指すことってありますけれども実際、今は議会カフェとか広報とか、いろんなツールを使ってですね、開かれた議会っていうのも実践できているのではないかと思いますので、開かれた議会を目指すではなくて、開かれた議会である。と結んだほうがいいのではないかと思います。

高松秀樹 開かれた議会であること、ということですね。はい。若干説明しますと議会基本条例をつくった当時はですね、報告会等もやってなくて、いわゆる開かれた議会じゃなかったんです。だから条文にですね、目標のこと、目標すということも入れましたが、今、古豊さんの御意見はいろいろやってるから、市民に開かれた議会であること、というふうにしたほうがいいんじゃないかという御意見です。この御意見に対して皆さんどうですか。山田議員。

山田伸幸 もう達成されたんか、と言うとまだいろいろやらなくちゃいけないことがあるので、その辺のことがきちんと整理されてないと、これはちょっと、変えるのはどうかなというふうに思いますけどね。

高松秀樹 なるほど。恒松議員。

恒松恵子 山田議員がおっしゃったように開かれた議会の着地点とか目的地がまだはっきりしてない状態ですので、十分に市民に開かれているかという課題も多いと思いますので、私はこのままでいいのではないかと思っております。

高松秀樹 奥議員。

奥良秀 山田議員のほうからもあったように着地点が、恒松議員も言いましたけど、ここでいいのかっていうのもありますので、例えば点の後に、より市民に開かれたというような言葉を入れたりとかして、もっと前向きに考えていかれる条文にしたらいいのではないかと思います。

高松秀樹 よろしいですか。宮本議員。

宮本政志 すいません。至誠一心会のお2人にお聞きしたいんですけど、恐らく会派で、この基本条例のことを議論されて今、御意見と思うんですが、着地点っていうのは、例えば至誠一心会としたら、もう少し具体的に。私、参考にしたいんで、すいません。どのようなものか、ちょっと詳細を。着地点ってちょっと抽象的なんで教えていただければ。今後の議運で参考になるんですけど。

高松秀樹 奥議員。

奥良秀 例えば議会報告会なんかで、よく聞かれるのが市民の方から、議員が何をしてるかよく分からぬとか、そういうふうな意見を聞くこともあります。だからそういうことがなくなるように、全部が、100が100%分かってるよってことにならないとは思いますけど、それを1%でも2%でも広げていけるような活動が、今このような議会の活動原則の中に、やはり入れていくべきではないのかっていう会派の中で話をしています。何をしたらいいのかっていうのは、今までどおりもやっていかないといけませんし、例えば広報で、このたび議会だよりをちょっと変えましたよね。そういうことによって議会もきちんといろいろ考えながらリニューアルしながらやってるってことを見せていけば、やはり議会も少しは市民に寄り添って、分かりやすくやっていってるってことも分かるでしょうし、その他、そういうことを考える場がやっぱり議会だと思いますので、どんどんやっていけばいいんじゃないかなと思います。だから、着地点っていうのは、今、古豊議員はある程度達成できたという発言があったので、私したらもっとやることはあるんではないかという発言でさしてもらってますし、至誠一心会の中でもそういうふうな、話をさせてもらいました。ちょっと言葉足らずですみませんけど、以上です。

高松秀樹 恒松委員。

恒松恵子 奥議員のおっしゃるとおり広聴活動にしても広報活動にしても、いわ

ゆる数値目標というのが達成できない状況ですので、誰も満足度が上がるとか、何%は人それぞれですので、この人が悪いといろいろ御意見があるでしょうから、より平均点を上げるとかですね、そのような形、市民の満足度が上がるというのが着地点ということです。着地点、具体的にというと、やはり会派でも決めてられない状況でございます。

高松秀樹 どうぞ。宮本議員。

宮本政志 いやなるほどですよ。私も委員長たって、そんな基本条例、すごい分かってるわけじゃないんで、ただ、今おっしゃったことを前提すると、今の議会でどこの部分はきっと開かれてるけど、どの部分はまだ開かれてないよねっていうような議論からまず入ってって。受け止めですよ。古豊議員と山田議員が言わされたことを、やはり今後の議運でっていうふうに今受け止めたんでこれは私が今、受け止めさせていただきました。ありがとうございます。

高松秀樹 山田議員。

山田伸幸 開かれた、開き切れていない部分としては他の町を見れば明らかで。例えば、傍聴人の意見をその場で出せるようにするだとかですね、議案審査なんかも含めて議員だけの特権にしないとかですね。いろいろなやり方、それとか議案一つ一つにしても、公聴会とか、まるでやられてないし。達成すべきことはまだいろいろあると思います。

高松秀樹 まだ改革途中だと。いう意見で、この文言を変更したほうがいいと。具体的な改革内容についてはまた条文出てきますのでそのとき御意見をください。そのほか、この活動原則、福田議員。

福田勝政 第2条の5番目ですけれど、興味という言葉を使ってはどうかと思う。市民の関心が高まり、興味を持ってもらい、分かりやすい視点、方法等で行うこと、又は、市民の関心が高まり、新しい視点、方法等で市民に興味を持ってもらえる議会を実現すると。興味をいれたらどうかなと思いますが、はい。

高松秀樹 今の御意見は、興味という言葉を入れたらいいんじゃないかと。関心という言葉があるが、と。中岡議員。

中岡英二 私も今言われた御意見には賛成です。関心という言葉の意味というのはですね、心にかけることとか気掛かりとか、少し弱いんですよね。その中で市民の関心が高まるよう、また興味を持ってもらう。興味とはですね、人の関心をそそる、面白みと。やはりちょっと前向きに捉えてですね、ここはただの関心の、市民の関心を高めるだけでなく、興味を持ってもらうこと、そして分かりやすい視点方法で行うことがいいんじゃないかと。もっと前向きにこの文章を捉えていきたい思っております。以上です。はい。

高松秀樹 他の項目で、中島委員。

中島好人 分かりやすい視点、どんな視点なのかなと思ったんですよ。よく、モニターさんとから、分かりやすい言葉とかね。そういうのがよく聞かれ

る。もっと専門語じゃなくて、もっと分かりやすい言葉で言ってほしい、とこういうのは聞くんですけども、自然というのは物すごく抽象的だからあと思ったら、ちょっと見てから思ったんで、発言しました。はい。聞き逃してください。

高松秀樹 貴重な意見ということで議運の中で。そのほか、よろしいですか。矢田議員。

矢田松夫 ここはですね具体的は、後ほど何ちゅうかね条文で説明したり、書いてありますので、これはここで基本での部分ですから、このままでいいと私は思います。

高松秀樹 岡山議員。

岡山明 私も今矢田さんと同じような形に、議員とまとめた感じです。それぞれ、今後 19 条から 23 条そのとの個別の回答になってきますので、ここは具体的にそういう、活動原則という形で、具体的にどういう形で進めるかということには記載されておるんじゅうけど、ここはもうこれで私は十分と思います。人数に関しては、はい。

高松秀樹 奥議員。

奥良秀 すいません。先ほど福田議員のほうからこの部分の興味という部分があつたんですけど、その興味では、福田議員はどういうふうなことを考えられてるのか、よく分からなかつたので、述べてもらえますか。

高松秀樹 はい。

福田勝政 一般的に考えて興味ということは一般的な言葉であつて、非常に分かりやすいんじゅうないかっちゅう意味で。

高松秀樹 奥委員。

奥良秀 興味のどういった具体的なものを言われているのかってことを教えていただきたいってことを質問させてもらつてます。

高松秀樹 福田議員。

福田勝政 私はやはりこの興味という言葉は、一般的に政治の言葉は非常に難しいと考えるんですよね、僕は。だから興味っちゅうことは、うへん、どうしたらいいかな。

奥良秀 分かりましたので。取りあえず具体的なものはないということで抽象的な、要は言葉ということでよろしいですかね。

福田勝政 はい、すいません。

高松秀樹 伊場議員。

伊場勇 はい。

奥良秀 福田議員に聞きましたので、大丈夫です。

伊場勇 理解できて、

奥良秀 いや、私は福田議員の今、説明の中で質問させてもらつてますんで、あえて伊場代表が話されなくともいいと思います。ありがとうございます。

伊場勇 はい、分かりました。

高松秀樹 いいですか。活動原則なんですね。中島委員。

中島好人 ちょっと今までのちょっと論議が違うんですけども、要するに2条、要するに総論。総論1章は総論ですよね。それで1条が目的になってるわけですよね。こういう条例というのは何ていうかな。基本理念という項目が、こういう条例にはあるわけですけども。要するに総論の1条に目的があって、2条に基本理念という項目があって、2章からですね。2章から今論議しているのが第3条という形になるわけですけど。そういう基本理念というのは入れる必要があるのではないか。重みを持たせるためにも、これも私の意見。

高松秀樹 分かりました。山田議員。

山田伸幸 私から言うのもなんですがそれが前文になってるんじゃないですかね。普通章立てでよく、そういうふうに中島さんが言われるような章立てがされてるのもありますけれど、やはりより分かりやすくということで、私たちはこういう議会基本条例の章立てを作っているというふうに考えています。だから、一般論、個別にどんどん深く入っていくのがこの特徴だというふうに思う。

高松秀樹 中島委員。

中島好人 前文というのは全部網羅して、結構いろいろなものが入ってあるわけで、それで、条文として案がその中の項目として、光を当てるとかね、基本的には、言葉を、光を当てていくっていう。その辺ではある意味じや前文にあつたらもう後はエエみたいな形になってしまふわけねえ。だから、僕は基本理念っちゅうのは、やっぱこの条例を作った基本理念というのは、あるべきじゃないかなって思ったわけなんですね。いきなり目的から議員は何をするか。ですから、それは出来た経緯はいろいろあった上でそういう考えて削ったのかも分からん、理念はやめておこうと、前文にあるからやめておこうと前回つくった人は、そういうふうなことあるかもしれませんけども、今ここに来て僕はそう思ったんで、発言をします。

高松秀樹 はい。

中島好人 聞き流しちゃって。

高松秀樹 いやいや、いいですよ。岡山議員。

岡山明 この活動原則っていう、理念じゃないですね。活動原則といって具体的にどうやっていくのかという形で、下の項目に具体的に出てくるという形になるんだから、やっぱこの活動原則に対しては、もう私はこれで問題ないと思ってます。

高松秀樹 そうです問題ないっていう方と、具体的に書いたほうがいいという方と、今中島議員の意見と、三通りの意見があったということで、議運の中で貴重な御意見なのですね、どうにかして議運がまとめたと思います。それではいいですか。だんだん具体的なってきますので、より意見が出やすいと思います。先ほどは議会の活動原則。今回は議員の活動原則、

第3条です。御意見ありますか。なければないでもう次続きますので、白井議員。

白井健一郎 以前、公務についての議論があったと思うんですが、このどこに入れるかともかく、議員は公務を最優先とし、とかですね、議員は公務を中心にとかですね、その辺、公務という言葉をせっかく勉強したので入れたほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、

高松秀樹 はい。具体的に公務のことを書き込むべきだという御意見ですが、この御意見に関して、皆さんのはうから、御意見ありますか。吉永議員。

吉永美子 議員は公務優先というのはもう当然のことなので、あえて書く必要はないと思っています。

高松秀樹 はい。ほかに皆さんのはうから。恒松議員。

恒松恵子 至誠一心会としては、公務を入れてしまうと基本条例に縛られることになってしまふので、このままで良いかと思います。

高松秀樹 宮本議員。

宮本政志 この基本条例の検証に当たってと、これから議運に少し絡んできますので、白井議員と至誠一心会の方に、もしまとまってれば、公務の定義をお聞かせ願いたいなと思いまして。定義までは議論しませんよっていうのはそれで構いません。ただ、すごい今大事なことをお二方おっしゃったんで、それぞれの御意見をお聞きしたいんですけど。

高松秀樹 あれば。恒松議員。

恒松恵子 一心会は、先般議運で公務についてお話しされましたので、そのとおりでございます。

高松秀樹 分かりました。ただ今白井議員が言われたその公務という言葉の取扱いについては、そういう議運の中でまた議論されると思います。大事なところなんですね、たとえ入れなかつたにしても、もう一度ちょっと公務の定義について、恐らく議運でやられると思いますので、はい。次、第3条、中島さん。

中島好人 議員の活動ですよね。

高松秀樹 3条ね

中島好人 議員はこの何て言うんか、政策提言を提案していくっちゅうか、そういう項目は。

高松秀樹 議員のところには活動原則に入れてないです。議会の活動原則のところで入ってます。はい、議会で入ってます。以上ですね。いいですか。ないようですので、第4条、会派、短い文章ですが。

中島好人 はい。

高松秀樹 中島委員。

中島好人 会派は、議運に参加できること、参加すること。という項目があったほうがいいかな。

高松秀樹 はい。もっともな御意見ありがとうございました。ほかはよろしいですか。中岡議員。

中岡英二 2の会派は政策を中心とした同一の理念を共有する議員が結成するものであってとありますが、この同一というのがですね、ちょっと分かりにくいところもあります。基本的な理念、に変えるほうがちょっと分かりやすいんじゃないかなと思うんですけど、以上です。

高松秀樹 同一っていう言葉をね、基本的な、というふうに変えたらどうかという御意見でした。いいですか皆さん。

山田伸幸 はい。

高松秀樹 山田議員。

山田伸幸 やっぱり理念っていうのはやはり、会派つくられるときに協議をされて、自分たちの会派理念はこれでいこうっていうふうにみんなで一致されて、同一のものをつくられてると思うんですけど。実際に一般質問なんかに私たちの理念はこうだ、というのを披露しながらやられてますので、これはやはり同一の理念をつくり上げられている今の現状からすると、このままでもいいんじゃないかなというふうに思います。

高松秀樹 ホームページにも出していると、いうことですね。はい。そのほかありますか。いいですか。福田議員。

福田勝政 あれは基本的な理念、が今言われましたけど、ただ理念だけでもいいんじゃないですか。

高松秀樹 福田議員の意見は、理念だけ。理念だけじゃ、ちょっとこの文章じゃ、うまいこといかんので、文章やり変える必要があると思うんですけど。同一のとかですね、基本的なっていうのは要らないと、いう御意見でした。はい。

宮本政志 山田議員これ作られたときにいらっしゃった議員なんでちょっと教えてください。今、中岡議員が言ったのは会派の意見でも出てきたことで同一の理念って言ったら、理念が全て一緒。で、中岡議員が言った基本的な理念ってなると、理念は基本的には同じものが集まってるっていう解釈。それと同一ってことは、いやもう理念はもう全く同一っていう、何かちょっと僕分かりにくかったんで。はいすいません。

高松秀樹 山田議員。

山田伸幸 やはり、共産党の場合は、党の綱領だとかいろいろあるんですけど、やっぱりそうではない議員の場合は、やっぱりきちんと自分たちの目指すもの、市政に対してどう臨むかという基本的なことを合意された上で、私たちの会派の理念は、というふうにされてると思うんですよ。ですからこれは、そういういたものがないのに、ただ単に3人の寄せ集めでは駄目だということで、やっぱり理念をともにするもの、いろいろ表現はあろうかと思うんですけどやはり分かりやすく同一のというふうにしたんだと思います。

高松秀樹 中島議員。

中島好人 理念っちゅうのはね、もう基本的なところだから、こういう方向でいくっていう、だからこの政策の違いは当然、意見の違いじゃない。当然

出てきますよ。もちろん僕と山田、しょっちゅう違う。いや、だけど理念は一致しちょる。だから、意見の違うところは保留しながら、調整しながら、この一致点でやっていくっていうこと。勘違いしちゃいけんと思うよ、理念は大事なもんですから。

高松秀樹 中岡議員。

中岡英二 ということは、同一も、基本的なものも要らなくて、理念だけでいいという御意見ですか、それは。

高松秀樹 山田議員。

山田伸幸 さっきから言ってるように、会派つくるときに皆さん決めてるんじゃないですか。皆がそれでいこうというふうになつたら、それを同一っていうんじゃないですかね。違うんですか。基本的な部分だけ。多少の違いはあるけど、これでいきましょうかっていうふうになってるんだと思うんですけどね。文章化されてるんじゃないですかね。だから、会派の理念というのがホームページでも公開をされているわけですから、そんなに何かこの問題でこだわる必要があるんですかね。

高松秀樹 ここはお話聞くと、いろんな意見、3種類の意見が出ましたが、恐らく議運の中で、理念って一体何なのかなってきちんと入って、それに付く言葉をどうするかっていう、そういう議論が行われるんではないかと思います。貴重な意見を頂いたというふうに思います。

それでは次に、よろしければ次に行きます。会議の公開5条です。原則公開についてうたってますが、これについて、条文ですよね、条文のことについて。お願ひします。中岡議員。

中岡英二 第5条に関しては、このままでいいと思います。

高松秀樹 いいですかこのままで。もうちょっと意見があると思うんですけど、いいですね。宮本議員。

宮本政志 すみません、同じ会派で。中岡議員、このままでいいっていうところもう少し詳しくお聞きしたいんですけど、

高松秀樹 このままでいいってのは理由はないんじゃない。

宮本政志 理由なし

高松秀樹 変更があるときは理由があるんじゃない。

宮本政志 なし、なしね。

高松秀樹 中岡議員。

中岡英二 はい、今言われたようにですね、このままで、というのは本当、理由はないです、原則公開。ということで、はい。

高松秀樹 白井議員。

白井健一郎 今議長さんが、この条文について一応制約されたんですけれども、条文の文言をいじるとかじやなくてそもそもこの会議の公開ということを皆さんがあれだけ理解してるのかってことが大切だと思うんですよ。この議会基本条例の検討委員会といいますか検討部会というのを新しくつくりましたが、先ほど紹介した本、この早稲田大学マニフェスト

研究所が書いてあるところによると、こういう議会基本条例というものの改正っていうのは、公開で行われるべきだってはっきり明示してるんですね。だから、本当原則公開っていうのはやっぱりそのとおりに運用しなければ、本当運用しなければ全然その言葉に魂も宿らないと思っています。

高松秀樹 前、議会基本条例制定委員会のいらっしゃる今ここの議員の皆さん御存じだと思いますけども。条文をちょっと解説をいたしますと、議会は本会議のほか委員会等を原則公開とします。これは何を指すかっていうことだと思います。もちろん本会議は具体的に述べてますよね。まず本会議、委員会、これ公式の委員会のことですね、等っていうのは、全員協議会、これだけを指しております。これが今、地方自治法等の解釈になりますので、これで運用しておるということです。もちろん例えばこういった会議も、議運の中で公開しましょうってのは、別にその阻害するわけでもないと、いう状況なのでですね、今、白井議員が言われるように、やっぱり今公開する時代なので、色々ともう公開してますよね、うちも。でも条文がこういう形で推移しておるというふうに理解していただきたいなと思います。そういう意味でも白井議員の意見もっともなところなんで、そういうところを盛り込むか盛り込まないのかってのは、今後、議運で考えていかれると思います。中島議員。

中島好人 盛り込む盛り込まんというこの条例云々、ではなくて検証ですから、検証についてですけども、この間の状況を見ると、暫時休憩。そこで進められるっていうのは、結果あるわけですけども、暫時休憩の在り方は、今までどおりでいいのかどうかっていう、

高松秀樹 ちょっとこれから外れるけど、面白い話なんで、ちょっともう少し詳しく。意味がよく分かりませんでした。暫時休憩の間にどうのこうのっていうのを詳しく、ちょっと教えてもらえますか。

中島好人 この間の、例えば政倫審なんかでもそうなんですけども、意見が食い違ったりとか、状況が分からぬときとか、いろいろあったときに、それぞれの意見が違うことを言ったりとかするとですね。やはりこの暫時休憩という形の中で、違う、審議によって、そこで調整をしたりとか、そういうのが結構ね、この間、進められてきたのがあるわけです。そういう場合もいいところもあればですね、例えば、政倫審はないけども、要するに、傍聴者とか視聴されているときに、暫時休憩があつて長いな、一時間何しちょうるんだろうか、と。

そういうのを検証ですからちょっとそういうのがこの間ね、その辺のところがちょっと気になるんで。どういうふうにするのか。はい。

高松秀樹 ちょっと今言われた検証という言葉を使われましたが、これはもちろん検証します。議運で。今日の意見も踏まえて今後の議運の意見を踏まえて改正していくって意味なので、検証、改正って流れでもっていきます。それと今の中島議員の言われた、休憩中、暫時休憩中に何か物

事が進んでるよねっていう話は、皆さん分かってる部分もあると思うますが、この話は議運で話ができないですね。また、そういう話ができる場があればですね、つくっていきたいと思いますけど、その場合はですね、中島さんも含めて皆さん委員のはずですので、委員会の話でしょみんな。だから、委員がしっかりそのおかしいじゃないかと。いうようなことですね委員会の軌道修正もできるかなというふうに思ってますので、その分も含めてまた協議していきましょう。

なら公開いいですか。次はあまり行われてない自由討議の保障です。

第6条です。どんなですか皆さん。中岡さん。

中岡英二 この6条の2の中で議会は本会議及び委員会においてと言われています。

そしてずっといくと請願及び陳情に関して審議し、これは議会ですね。

議場で本会議場のこと、または委員会のことですから、または審査して、これを受け加えるのがいいんじゃないかなと思います。議場では本会議場では審議、委員会では審査というふうに、法律等を議論することがベストであるので、つけ加えたほうがいいんじゃないかなと思います。以上です。

高松秀樹 山田議員。

山田伸幸 今、議長が言われたのは、そもそも自由討議なんかできていないじゃないかということなんですよね。この一つ一つの文言ではなくて、

高松秀樹 できないと言ってない。余りできてないと、あるのはあります。

山田伸幸 やってるのは賛成討論、反対討論しかしてなくてですね、本当にこの議案に対して、こういうところが問題じゃないかということを相互に言い合うということがね。質疑はできるけど執行部に対して議員同士で、やはりこれをほんと通すべきかどうするのか。そういったことが公の場で議論されてないところが今1番の問題なんですよ。それを踏まえた上で、この自由討議そのものをどう扱うかということになっていくんじゃないかなと思うんですけどね。本当、やられてないですからね。それが1番の問題だと思いますよ。

高松秀樹 中岡委員。

中岡英二 やられてないのは分かります。山田さんはこの今までいいということですか。御意見は

高松秀樹 山田議員。

山田伸幸 私はもっと活発に皆さんがこの議案に対してどういう思いを持っているのかというのを言い合うべきだと思うんですよ。ところが賛成討論もない。それでは、ただ出されたものに賛成するだけ、本当それでいいんですかということなんですよ。以前から江藤先生が言っておられるように、議決の前、寝られますか皆さんっていうふうに言われるのね、そのことなんですね、本当に心の底まで納得いくまで、その議案が、例えばその予算がどのように使われ、本当に市民が幸せに導かれていくのかどうなのか、そこまで考えましたかということが呼びかけられてる

んですね。そういうところも含めて、自分たちは議論を尽くしただらうかということが問われているんですよ。残念ながらそういった議論というのは、なかなか行われてないじゃないのか。自由討議しましようかって言っても結局は、賛成討論、反対討論やってるだけで終わってるのが今の現状ではないかなと思うんですよ。その辺を踏まえて、この自由討議を改めてみんなが、なぜここにこう書かれているのかを見詰め直して、必要ないなら必要ないと言ってしまえばいいわけですけれど、どうなんでしょうかね、それは、

高松秀樹 はい、どうなんでしょうかねっていうことなんですね、御意見を。はい、白井委員。

白井健一郎 私はこの条文をこのままでいいと思ってる。運用の仕方として、例えば、何か議案が審査され審議されて、その後、賛成討論反対討論する人いますかってなりますけど、その前ですね自由討議ってのは。だから、この質疑が終わった後に5分ぐらい時間を設けて、各々の議員が考えて、その後自由討議をしたら、今よりは発言しやすくなるんじゃないかな。でないと質疑をしてすぐ自由討議しますって言われても、なかなか意見もまとまらない、ということがあると思う。一応、意見です。

高松秀樹 そうですね、今、自由討議がどういう運びで自由討議になるんでしょうかっていう話なんですが。今、討論の前にっていう話だったけど、事務局のほうからちょっと参考意見として、自由討議でどこで入れるのかというのをちょっと、制度上の問題もあるので、言ってもらいます。

事務局 それでは制度上の観点からもさせていただきます。では逆に順を追つて御説明させていただきたいと思います。まず、採決、これが皆様が賛成反対の態度を、具体的に表す場でございます。その前段として、討論がございまして、御自分が持っているらっしゃる、賛成反対の賛否の意見に他の委員を誘導する、これが討論の役割でございます。そして、自由討議というのはその前段になるものでございますので、例えば執行部の質疑においてまず分からぬことを質していただく、ここは質疑の場であるので意見は最小限にというのが制度上の設計になっております。そしてその後に議員間で討論、議員間で討議をする、これが自由討議になるかと思います。ですので、質疑の次の段階で自由討議を行い、意見交換をし、その意見交換を経て、御自身の中で、賛否を形成され、その形成された賛否に他の議員を導くために、討論があり、そして実際に採決において全員の意見、全員の賛否を表し、議会としての意思が決まる、このような順序の制度設計になるかと存じます。私からは以上です。

高松秀樹 はい、どうぞ。

事務局 ちょっとニュアンスがあれでしたけれども一応、多分、議会運営委員会で質疑終える前までの段階で自由討議をやりましょうということだったので。質疑して、今の流れで自由討議を行います。でも質疑を閉じてたらそのあとに議員、議員間で議論して合意形成しようと思ったけど、

聞きたいことがあるって言った場合に質疑を閉じてたら、できないじゃないかというところから議会運営委員会で質疑をとめる前に自由討議をしましようというところが、本市の議会の中では決まっています。流れとしては、あとは岡田が説明したとおりです。

高松秀樹 自由討議の必要性について二、三の議員から言われましたので今説明をしてもらいました。自由討議は委員長発議でも委員発議でもできますので、それは皆さん自主性の中で行えたらいいのかなと思います。この6条は、自由討議を保障しますと、やりなさいっていう条文じゃないです。保障しますから、どうぞ皆さんやられて結構ですよって条文ですので、この条文については、今白井議員も含めてもうこのまでいいんじゃないかなと。審査して、審議してっていうところを、審査っていう言葉を入れたらいいんじゃないかなってこういう二つの御意見がありました。よろしいですか。是非活発な自由討議を望みます。よろしいですか。はいどうぞ。岡山議員。

岡山明 今執行部が話をされたんですけど、もう一度、討議と討論の違いをもう一度明確に、議案の採決に際しての関わり方についても、ちょっとお願いしたいんですけど。

高松秀樹 岡田くん。

事務局 はい。討議と討論の違いということで、すいません、ちょっと誤解を恐れず簡単な言葉を使わせていただきたいと思います。討議というのは、意見交換であると考えております。そして討論というのが、先ほど申しましたように、御自身の中で賛否が形成されている。ただ、ほかの議員は、私は賛成ですがほかの議員は反対かもしれない。ですが、私はこの議案に賛成するべきだと思っている。ならば、その反対の議員を賛成に誘導しなければいけない。この誘導する行為、御自身の見解といいますか、その形成された賛否を述べて、皆さんも私と同じ立場に立ってくださいと誘導する行為。これが討論でございますので、単純な意見交換である討議とはまた一線を画しするものと考えております。以上です。

高松秀樹 恐らく岡山議員が理解できていないのがですね、過去、自由討議をやったときにあったと思うんですよね。そのとき委員長が、はい自由討議です。どなたか御意見ありませんかって順番に言っていくんですよ。だからそれは討論と変わらないんですよ。自由討議なんで、今回みたいに誰かが意見言うたときに、いや、今伊場議員はこんな反対の意見でしたがこの反対議意見に対して何かほかに皆さん、相反する意見ありますかってこういう運びでですね、結局ランダムに意見交換があることが自由討議なんです。一方的に1人が賛成討論とかするじゃないですか。あれが討論ですから、それは今後またやられていくんですね、身についていく部分かなというふうに思います。誰か手挙げちゃったですよね。奥議員。

奥良秀 保障ってことなんで、今、ルールとしては、質疑が終えた場合には終結しますよね。ならもう自由討議できない。ことになってるんですが、

やはりそこで賛成と反対討論があつて賛成討論がありますよね。そういうときにまた、自分たちがもしかしたら気持ちが変わったりとかっていう、もっと知りたいとか、いうことがあったときには、また自由討議とか戻れるようにできればっていうのも、柔軟な議会としてはいかがなものかなというところもあるんですがいかがでしょうか。

高松秀樹 そうですね。それは議運の中で話して結構だと思いますけど一般的にはですね議論蒸し返しになると、いうことも含めてですねそこ行ってない議会が多いんですが、別にそのほかが行ってないからうち行わないって話もならないんですね。それは自治法をよく照らし合わせて見ながらですね、議運の中でまた、貴重な御意見なんで協議していければと思います。奥議員。

奥良秀 基本的には、先ほど山田議員が言われたとおりその議案をどうするかっていうのは、本会議とか委員会で決めるわけではなくてその前に熟慮を重ねて、会派でも話をして決めてますので、そこで迷うことはほとんどないとは思うんですが、保障って書いてあるので、そういうふうな考えもあったほうがいいのではないかという意見を言わせてもらいました。

高松秀樹 分かりました。白井議員。

白井健一郎 6条1項の後段ですね議員相互間の自由討議を中心に運営しますと書かれているので、これを素直に読むとですね、自由討議が中心ということになります。現実とはちょっとギャップがありますよねだから、ギャップがあるということは現実をこれに近づけるのか、あるいはその条文をちょっとこの中にというところを変えるかっていうことに、これ必要があると思うんですよね。あとそれから質疑、今、質疑のときに、自分の意見を言わないことっていうのが結構鉄則ですよねだから、そのところきっちり質疑と自由討議を分けないとですね、自由討議ができないということになりますよね。その点もちょっと考えてほしいところです。

高松秀樹 はい。分かりました。貴重な御意見だと思います。宮本議員。

宮本政志 今、物すごく議会運営委員会に関わる貴重な御意見が出ましたんで、議長、今のこの条例基本条例の検証と改正とまた別にですね、今の委員会運営等含めて議運で今後やりたいと思います。

高松秀樹 はい、どうぞやってください。中島議員。

中島好人 僕らは議案について反対。時には一生懸命、なぜ反対なのか、一定賛成者の人に反対に回ってもらえるように頑張るけども、もう会派で、これはね賛成しますって決まってます。私の努力はどうなんだ、と。問題はね、中島の言う通りだ、私は反対しますってなると、帰ったら大事になるわけだよね。だから待てよってなる。何かその辺の道が、開ける道はあるのかないのか分かりませんが、そういうことです。

高松秀樹 そのとおり。でも結局、逆も然りなんですね。なぜ共産党さん反対

なの。我々は賛成。賛成に導こう。だから自由討議をしてですね、その論の欠陥部分を出すとかですね、そういうのを、議長としては是非ですね、試行的でもいいので、何か問題議案が出来ますよね、大体一つの定例会に。それ1回、いわゆる熟議なんですけどこれをやっていただければというふうに思います。だから、6条はよろしいですか。はい、そしたらここで1回休憩をとつてですね、今10分ですので、10時20分まで休憩いたします。はい。

<休憩>

高松秀樹 はいそれでは皆さん引き続き行きましょうね。第7条議決事件の追加について御意見ありますか。山田議員。

山田伸幸 これは機能強化のためにということで、作るときにこれやっておかないと、後で議決出来ないものが出てくるからとして入れたわけですけど、実際には、一つ二つしか追加してないんですよね。だから、これが本当に皆さんのが日頃、議会においてこれが議決できるのかできないのか、ということ自体がね、分かっておられないんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

高松秀樹 そのとおりの御意見ですが、恐らくここでの皆さんの御意見は、議決事件は96条の1項に制限列挙15項目されています。この議会基本条例をつくるときに、基本構想の件で2件追加しますが、皆さんのほうからですね、いやこれも追加して議会への機能を強化しようという意見があればですね、これは改正時にですね、改正とか別に条例で定めるとなつておりますので、個別条例でまた定めていくことになります。地方自治法を見て分かるとおり96条の1項は、15項目、これしか実は議決事件ないんですよ。それで、今、うちはプラス2で17項目なんですが、重要な事項については、議決事件に加えることができます。加えることができるっていうことをこの第7条で入れてますが、よろしいですか。今後も含めて、これは重要事件だから加えてほしいというのがあれば、個別に議長なり議運の委員長なり、または、会派の代表の皆さんに言っていただければ、それは協議の対象になると思いますので、よろしくお願いいたします。山田議員、何かあれば。なかなか、直ぐにはつのはないんで、次は第8条行きます。7条、はいどうぞ。伊場議員。

伊場勇 この追加している議決事件は、本市議会についてはですね、山陽小野田市総合計画の基本構想の策定または改廃に関すること、そしてもう一つ、今言った前後の基本構想を達成するために施策の大綱に従つて施策の目的及び方針を定める基本計画の策定または改廃に関することということをこの二つ議決事件として追加してあるんですけども、これをまた本基本条例に列挙する必要があるかどうかっていうところも大事な観点かなというふうに思います。それも踏まえた議論が今後必要というふうに

考えています。以上です。

高松秀樹 はい。今追加しているのをこのまま追加でいいのかどうなかつていう議論を議運の中にしてほしいということですね。このことに関して御意見ありますか。よろしいですか。じゃ次行きますよ。第8条、議案及び関連資料の公開についてです。これもう今相当公開してますよね。公開やめようっていう人がおったら言うてください。それも重要な意見なんですね。よろしいですか。次、第9条政策討論会の開催について、下記書いておりますが、これについてはどうですか。中岡議員。

中岡英二 第9条の2行目に、もって政策立案及び政策提言を推進するためとあります、政策立案は、皆さん御存じのように、政策提言、これもですね、提言書を提出することで任期の時期に行うことですが、その間にですね、政策、決議提案というのがあります。これを入れて、この政策提言と政策決議提案、これの違いはですね、政策立案、政策提案は政策立案と政策提言の中間的な性質を持っています。本会議の時期でなければこれ提案ができません。政策提言に比べて、議決による議会の意思決定としての重みづけがありますので、これもぜひですね、政策立案、政策提言の間にですね、政策決議提案というのを入れてもいいんじゃないかなというふうに思います。以上です。

高松秀樹 はい。一つ、文言を追加したらどうかと。山田議員。

山田伸幸 今言われてるのは意見書のことなんですかね。どうでしょうか。

中岡英二 意見書。

高松秀樹 中岡委員どうですか。

中岡英二 政策立案をですね、そういう市政に関する重要な政策及び課題をですね、共通認識し、行政形成を図るときに、今、書かれてるのは政策立案、政策提言しかありませんけども、政策決議提案、この文言入れてもっと重みを持たせたほうがいいんじゃないかなという意見です。

高松秀樹 山田議員。

山田伸幸 実際に議会にやってるのが意見書を上げるというのがあるんですよね。これは決議しますから、そのことではないんですか。

高松秀樹 中岡議員。

中岡英二 意見書を出すのは政策提言ですよね。意見書を出して、提言書を提出するということですよね。それはもちろん任期の時期に行うことすけども、これは議会中にですね、政策決議提案、議決をもってやる、議会の意思を含まれるので重みを持ってやることです。今、山田さんの言われた意見書とはちょっと違うんじゃないかなという気がしますが、

高松秀樹 大井議員。

大井淳一郎 山田さんの言われる意見書は、御存じのとおり国や県とか、そういった公的機関に提出するものですね、大体出すのは。今、中岡議員が言われる政策決議提案というのは、今、説明はそのとおりなんですが、過去、盛り返してみると、たしか空調のクーラーの前倒しの予算の

決議を議会全員でやった事があったと思います。学校の普通教室のエアコンですよね。その予算を前倒しするような決議を議会全員でやったところ早期に実現したという、実例があります。それが、中岡議員が言われる政策決議提案だというふうに考えております。ですから意見書と政策形成規程案は異なるものだと。御理解頂ければと思います。意見書はあくまでも国とかに出すものですよ。

高松秀樹 僕もよう分からんけど、政策提案と政策決議提案は違うのか。

大井淳一朗 そうですね。今、ちょうど政策提案に向けてやっているんですけれども、これをどういうやり方によるかで違ってくると思います。本会議場で政策、過去の政策提案は、実は本会議ではなくて、市長に提出をしただけで、議会では何も上がってないです。今、考へてるのは本会議で何らかの政策提言をしようと思っております。その政策提言の中身、やり方が、改めて議員全員の決議にかけるか。あるいは特別委員会の最終報告みたいな形で報告して終わるのかっていうのは、委員会の中でやんなきやいけないとは思っておりますけど。やはり重みをもたせて決議をしたほうがいいのかもしれません。決議ができるかどうか調整しないといけないと思います。その政策提言自体のですね。最後の手法は。

高松秀樹 山田議員。

山田伸幸 政策討論会というのは合併以降出てきた問題で、そのときに最初にやったのは議員定数やったんですよね。あと、商工センター借りて、議会と執行部と合わせて政策討論会みたいなものをやって、そこで色々決めていったこともあるんですけど、残念ながらこれ会派で議長に申し出ればこの政策討論会というのはできるんですけど、今、会派でそれをされてるとこもないんですね。これは私たちの責任でもあるんですけど、やはりもっと積極的に議員全員でそういう政策討論する場が必要ではないかなと思う。その上で、今、特別委員会もありますので、それを特別委員会のほうで議論してもらうとかね、政策的に、政策として議会の意思決定持っていく、という形がとれればいいんですけど、今そこまで行っていない、議員同士の中でそういった話合いがね、会派の中でもできていないんじゃないかなと思うがど、いかがでしょうか。

高松秀樹 宮本議員。

宮本政志 すいません、大井議員と中岡議員ごめんなさい。今から議運進めいくのに僕わかんないんで聞きたい。政策決議提案っていうのが今出てますけど、これを単純に政策提案という言葉を仮に追加すれば、という考えがあった場合に、政策決議提案じゃないと駄目なんだ、政策提案じゃ駄目ですよ、ってそのことが僕は分かんない。お2人で、その辺りの違いを。私はもう政策提案でいいかなと思ってたんで、決議要るんかなと思って。それで中岡議員にも教えてもらつていいですかね。

高松秀樹 ちょっとその部分については、これ議運でやるときに事務局によく調べてもらって、その違いを明らかにした上で議運でやりますので。そ

いう言葉をね、入れたらいいという意見があったんで。ほかいいですか。

事務局 間違ってたらすみません。多分、中岡議員がおっしゃってるのは、立案して、間に政策決議提案をして、最終的に提言を出すっていうお話ですかね。できる案をまず立案して、議会意思とするために、決議案として議会に出す。最終的に提言を市長に出すっていう、その3段階っておっしゃってるのかなと思ったんですけど、違いますか。

高松秀樹 それは分かるよ。そうじゃなくて、政策提案と政策決議提案の何が違うんかって思う。政策提案の中にも決議が含まれるんじゃないかと思うんで、

事務局 最後の出す前についていすことですか。

高松秀樹 うん。だからそれは見解を議運までにはまとめとってください。はい、そのほかありますか。中島議員。

中島好人 討論会は討論会でいいんですけども、自治基本条例の中にはね、政策立案は市民参加に基づいて行うと、市民参画をうたってるわけですよね。この時に、市民と議会との関係で、この市民参加はどこになるのか。僕はこの議会基本条例は大きくは二つ、二元代表制ともう一つは市民参加、開かれた議会、市民の意見をどれだけくみ上げていくか、という大きく二つの役割があるのではないかと思ってるんです。こうした政策立案をする際に、議会として市民の意見をどう取り入れていくかという項目を探すんだけどないんで、自治基本条例で市長には言いよる。市民参加はどうなのか、市民の意見を聞いたのかって。いやいや、議会の皆さんがまず最初に、と、こんな答弁しておるわけです。

高松秀樹 分かりました。要は市民参画について盛り込んだらしいんじゃないかという話ですよね。今はちょっと実施要綱を見てもですね、その類いの文言が入っていないので、これは議運の中でしっかり、はい、白井議員。

白井健一郎 今、目次を見て話してるんですけれども、今、中島議員が言われた市民参画市民参加の話。第5章第6章が主に取り扱われてると思います。政策討論会というのは、実施要項を見ても、市民が参加して、議論するというよりは、議員全体、議会としての質疑が議会総体としての意見をまとめるっていう、形と理解しているんですが、どうでしょうか。

高松秀樹 中島議員。

中島好人 僕はこれを否定してるわけやない。これは大いにやるんだけども、これはこれで独立しておるわけ。だからこれについてどうこう言ってるわけじゃないんです。この項目について、政策討論というのは大いにして欲しいけれども、別立てとして、僕はもっとね、政策を決定する際には、どれだけそんな決定する際には、どれだけ市民の声がそこに組入れられてくるかっていうことが大事じゃないかというふうに、思って。おるわけです。

高松秀樹 分かります。市民参画についてどう考えるかと。ということだと思いますので、それは貴重な御意見として、承っておきたいと思います。その

ほかありますか。奥議員。

奥良秀 ここなんんですけど、私たちが話し合った中で、政策提案特別委員会っていうのが今ありますよね。だからここと要はこの政策討論会、のすみ分けってどうなのかなと。その辺ちょっと、大井委員長に、意見があれば教えていただきたいなど。

高松秀樹 大井議員。

大井淳一朗 例えば、私たち今政策提案特別委員会で、山陽小野田市に住みたい住み続けたいということをやっております。それとは、別テーマもちろんのこと、同じテーマで、会派単位、あるいは党とかで、政策討論会をやるということは僕は別に否定するものではないと思っております。そこでやられた経過、成果を、これ議会全体の財産ですので、私たちの特別委員会で取り入れ、将来取り入れることもありますし、ですから、私たちで進めてるので政策、同じテーマで政策討論会をしないでくれというつもりは、私委員長としては思っていないです。それから、完全には違うものだというふうには思っていない。はい。私はそういう考えです。

高松秀樹 奥議員。

奥良秀 いや、確かに私も全然違いが分からないんで、全議員って書いてありますても委員会のほうには会派から、出られて、ある程度均等に無会派も出られてますので、討論会とそんなに変わらないのではないのかなあというところもありましたので、その違いが分からないし、どうなのかなというのがあったので発言させてもらいました。

高松秀樹 大井委員

大井淳一朗 各政策討論会が出てきた経緯は大体、学校給食、すごくセンター化、あるいはそうじやない、自校方式がいいということ、あるいは親子ですね。ということで、大変すごく2分するようなときを開かれました。それから議員定数もしかりです。削減は癒やそうじやないというところで大きく分かりました。そういうときに、政策道路が開かれた経緯がある。人口減少平成26年ぐらいに開かれたときは、ちょうど総合戦略が出て、人口減少問題に全国的に取り組んでいこうという最中議会でも何かしようではないかということで、政策討論会を開いた経緯があります。ですから、政策討論会開かれるときっていうのは、常時開くことはもちろんできるんですけども、やはり大きくし3市を2分するようなときに、こういうものが発動するものかなとは思うんですけどもちろん、そうじやないときでも、皆さんの方へ例えれば子育てとか、改めて人口研修を考え直すとか、そういう形で提案をしていただければ、このツールによって、政策討論が実施されますし、政策提案特別委員会はそのときどうなってるか分かりませんが、必要に応じては発動するというふうに考えております。

高松秀樹 奥委員。

奥良秀 例えば常任委員会で取り扱っているような問題がある中で、特別委員会

でも取上げられるっていうふうになると、どっちが主体なのか。っていうのもちょっと分からなくなってくるし、その辺が、政策討論会もそうですし、今、委員長やられてる委員会のほうも、どこが主体なのか、例えば子育てであれば、民生福祉のところが主体ではあるんですけど、政策討論会であったりとか政策提案であれば、そちらのほうが今度は主体になっていくのか、どうなっていくのか、意見をどのように、常任委員会に言っていくのか。ちょっと。ルール決めというか、私もよく解釈、理解できないところが多く、

高松秀樹 簡単に言うとですね、政策討論会と常任委員会は全く別もんなんですが、常任委員会の中で何か大きな問題があったと。これちょっと全議員の意見を集約したいと。いうときに、委員会が要は書、やってくれということで政策討論会開かれると、いう意味合いなんですよ。実は、今回もこれ実は本当は政策討論会しようって話なんです。これ議運の委員長の要請で政策討論会をしようって話だったんですけど、一応、意見交換会にしてるんですよね。そういうふうにすみ分けがある完全にあるっていうふうに、思われたらいいと思いますよ。あくまでも委員会からの要請です。奥議員。

奥良秀 先ほど来から会派の話とかいろいろある中で、やはり同一の意思を持って集まっているのは会派であるならば、全員が会して集まらなくても、やはり会派で話をしたものを受け上りやればいいのかなあというので、ちょっと納得が、よく飲み込めないところもありますので。

高松秀樹 条例にはですね、どこにもですね、全員が集まれって書いてないんですよ。要綱に書いてある。だから今の意見は、要綱を変更する必要があるんじゃないかなっていう意見になると思いますので、それでよろしいですか。

奥良秀 私が言いたいのは要綱云々ではなくて、今、特別委員会があるものと常任委員会でやっているものが、ダブルスタンダードになっているところも、委員会を見てるところがありますので、どちらが主体的にやっていけばいいのかっていうのは、分からないというところがありますので。

高松秀樹 今の話は政策討論会から離れて、大井委員長の委員会と民福の委員会で競合する部分があったときどうするのかという話ですよね。

奥良秀 それと、今政策討論会のほうにも、やはりそういうふうな趣旨の説明がありましたので、やはりちょっと分かりづらいところがあったので質問させてもらいました。

高松秀樹 山田議員。

山田伸幸 今、私も政策立案に入ってますけれど、やはり常任委員会を超えて議論しなくちゃいけない部分、福祉的な部分もあれば、産業政策的な部分も、そういうものを今、私たちの特別委員会ではやっていてですね、単純に会派あるいは常任委員会での任務分担というふうなことでは分けられない。そういうた、今、重要な部分に入ってるんじゃないかなと思

っています。

高松秀樹 そうですね、それは各委員会同士がですね、一つはよく話しあわれることも、一つの手法かと思います。お互い、特に常任委員長のほうが、いやいや、うちが中に入り込んじやないかって話があればですね、よく話し合って、政策特別委員会を進めていただきたいと思います。この条文に関していいですか。

私のほうから一つ。今申しましたように、これは、今日の政策討論会にしたいっていうことがあったんです。過去、誰かが申されましたように、議員定数について政策討論会を開始し始めたんですよ。ところが条文を見てみると、9条の頭は、議会は市政に関する重要な施策または課題に関して、つまり議会に関するはできないんですよ。僕はこの部分は変える必要があるんじゃないかなあっていう意見を申し上げます。

高松秀樹 では次行きましょうか。10条、行政運営の検証について。どうですか。やってるってやってますよね。でもこの条文がなけんにやあ、やってないはずなんですよ。山田議員。

山田伸幸 これをやってるというふうに言い切っていいのかなとは思うんですね。中にはですね、事前に配付された資料にしっかり目を通して調査もした上で、委員会に望んでる方もいれば、そのとき初めて目を通すという方もいらっしゃるわけで。やはり、私たちが今までこういった事業評価をやってきた歴史的な経緯も含めてですね、本当、予算書だけでは分からぬ。こういった事業評価をしてみて初めて、こういうふうに予算は使われているのか。ということが分かってきたんじゃないかなと思うんですね。そういうことも踏まえてですね、やはり、もう800ぐらいある事業の中からピックアップして、しかも、それぞれの常任委員会ごとに分かれてやってますので、これについてはもう少し、心して議員として当たるべきじゃないかなというふうに思います。

高松秀樹 山田議員から心構えについてレクチャーがありましたので、決算とかもありますので、条文的にはよろしいですか。何べんも申しますけど、これは、議会運営、議会改革のフレームにすぎませんので、やるやらないってのは皆さんの話なのでですね、そこを踏まえて意見をお願いします。いいですか。中島委員。

中島好人 3項ですよね。3項、市長は、議会の評価を予算に十分反映させるよう努めなければなりません。こっちは言えるけど。これが、議会基本条例の性格にあうのかどうかっていうかね、これに限らないと思うんですけども、市長にやれっちゅうのは言ってもええんじゃろう。

高松秀樹 いや、言っちゃいけんやったら、言っちゃいけんて言うてください。市長に言うときますよ。

中島好人 評価上がるかねえ。

高松秀樹 評価上がる。これ、必要ないと。

中島好人 必要ないじゃなくて、何か意味があるの。

高松秀樹 条文で書くと拘束はされますよね、政治的に。努めなくてもかまいませんって書くと務めじゃないですから、これがあると、やっぱり執行機関はもっと努める必要があるよねっていう話になると思います。

中島好人 これこそ忘れてください。

高松秀樹 いいですか。ちょっと伝えておきます。はい。ほかいいですか。中岡議員。

中岡英二 3 のですね。今、中島さん言われたとちょっと違うんですけど、市長は議会の評価を予算に十分反映させるように、よう努めなければなりません。何かこれ弱いですよね。もう少し強い動きで、市長に対して議会は言うべきであるので、具体的には議会の評価を予算に十分反映させるよう、継続的に行政運営に反映させる、というふうに変えてはどうかと。ということです。以上です。

高松秀樹 すいません、もう一遍文言を言ってもらえますか。

中岡英二 市長は、議会の評価を予算に十分反映させるよう、継続的に行政運営に反映させる。ちょっと反映というのがダブったんですけど、その辺、分かりました。もっと動きを強めるちょっと。

高松秀樹 もうちょっと強くしてくれってそうですそうです。はい。貴重な意見としていただきます。そのほかありますか。はい次、第 3 章、一般質問、どうぞ。中岡議員。

中岡英二 これ一般質問、皆さんよくされてるんですが、これ第 11 条 2 の中で、一般質問は、行財政全般にわたって、市長等に疑義をただし、所信の表明を求めるのみならず、政治姿勢を明らかにし、とありますが、この中にですね、一般質問の大変なところはですね、確かに今、二つは入っていますが、現行の政策を変更させ、是正させ、変更是正させ、あるいは新規の政策を採用させるという大切な文言が抜けていると思います。これを追加したらどうかと思います。これは皆さんの一般質問の中で、よくされてることなんですね。是非とも入れてほしいなと思います、以上です。

高松秀樹 つまり政策変更とか政策提案を文言として入れてください、ということですね。山田議員。

山田伸幸 ここでの問題点は一つだと思います。今、言われた 2 項に市長等に疑義をただすというのがありますけど、これはやっぱり市長に限るんじゃないかな、と思います。

高松秀樹 教育長とかですね、水道事業管理者。これもやっぱり市町村長じゃありませんから。

山田伸幸 独立、そういう意味だったのかですね。

高松秀樹 はい、そういう意味です。でも、今のは私の意見なんで、そういう意見がありましたので、議運の中で、この等の取扱いについては協議してください。山田議員。

山田伸幸 ここでの議員側の 1 番の問題はもう最初から市長を相手にせずに、課

長程度で答弁すれば済むようなものをわざわざ一般質問やってる、そういう傾向があるんではないかということなんですね。それを私は強く言いたいんですよ。

高松秀樹 だから、課長に一般質問してはならないっていう文言を入れなさいよ、と。これは議員各位の姿勢の問題なんです。条文には関係ない。

山田伸幸 だから、せっかくこれだけの人間が集まってるのに、改めてやはりきちんとそのことを、そういう意味で言ったんであって。

高松秀樹 皆さん分かってらっしゃる。でしょ。

山田伸幸 本当分かってるのか。

高松秀樹 言われるとおりなんですね、あくまで我々市長に。質問してると。いうところを山田議員は強調したかったということだと思います。はい、白井委員。

白井健一郎 3項なんですけど、一般質問の論点と回答が公開しなければならない、公開、公開しますとなつてますが、これ論点の回答は全員出されてるんでしょうか。

高松秀樹 事務局。現時点、はいどうぞ。

事務局 はい、提出されております。

高松秀樹 提出されております。全議員提出されております。

事務局 今は。

高松秀樹 いや、今は、今はってどういうことか。どうよう意味分からんだよ。

事務局 すいません。私が直接の担当書記ではなかつたので、当時の担当書記から伝え聞いたところにはなりますが、現状は、皆様御提出を頂いておりますその締切りを守つていただいてるかどうかは、ちょっとその時々にもよるとは思うんですけど。ただ、過去のホームページ等を振り返るとですね必ずしも、過去から遡つて、皆様提出していただいているわけではなく、提出がされないまま、今もつてもう、ここにいらっしゃらない議員の方もいらっしゃいますが、空欄になつてゐるところも散見されたかと存じます。以上です。

高松秀樹 はい。そういう状況らしいです。ほかいいですか。吉永議員。

吉永美子 すいません。ホームページ以外で、公開してましたっけ、論点と回答は。解説のところで、等でつてあつたけど、ほかで、何で公開してましたっけ、論点と回答、ホームページ以外で。ありましたっけ。

高松秀樹 論点と回答はホームページ以外で公開してますかっていうことです。

事務局 事務局で把握している限りは論点と回答については、ホームページのみの公開となっているかと存じます。

高松秀樹 はい吉永議員。

吉永美子 このまま、等でいくのであれば、ほかのやり方でやはり公開していくのが、本来でなのがなつてちょっと思ったもんですから。等であるということはほかにもあるという認識を何か。

高松秀樹 この、あれですかね、過去の逐条解説

吉永美子 ごめんなさい、逐条解説ではなく、はた、と思ったので。今まで思いもしなかったけど、

高松秀樹 その文言は逐条解説をつくるときに、はい。よろしいですか。次行きますね。中島議員。

中島好人 これは、一般質問は、市長等に質疑をただしってありますよね、

高松秀樹 疑義ね。

中島好人 ただし、というのは漢字の質でいいですよね。できれば質のほうが重みがあるかなっていう。

高松秀樹 漢字に変えてくださいってことです。

中島好人 意味が膨らむ。要するに市政への姿勢そのものに対して道が違うんじゃないか、こういう道にいけ、と質す出すわけでしょう。何か質問みたいなことに、ただちょっと、

高松秀樹 漢字にしなさいということね。了解しました。ほか。森山議員。

森山喜久 はい、第1条1項なんですけど、議員は一般質問を行う権利を有しますというふうに書かれているんですけど、実際、これ法的根拠がないというふうに認識してるんですよね。法的根拠的な部分があるならば生かしてもいいと思うんですけど、なければ削除してもいいのかなというふうに思いますがその辺どうでしょうか。

大井淳一朗 恐らく地方自治法に一般質問という項目がないということから、この制定特別委員会で、この一般質問の項があったと思います。ただ森山議員の意図がちょっと分からんんですけども、この権利という言葉を、ありますけどこれはあくまでも一般質問というステージで決められたルールに従ってやることが保障されてるだけだって、何を言ってもいいとかね。無制限であってやっぱり一定のルールと誓約っていうのは、これはこの一般質問に限らずありますので、その中の権利ということで私は理解しております。森山議員がこれを言われた人は何でしょうか。

森山喜久 純粹に一般質問の権利というふうに書いてあるので、実際の発言の機会の確保とか、そういう形の表記っていうふうな形でもいいのかなと。権利っていう部分でいえばちょっと先ほど言いましたように、法的根拠は何か、できたときにちょっと弱いのかな。ですから権利っていうのは書き過ぎなのかなというふうにちょっと思ったので、それ、それであるならば、一般質問を行う発言の機会の確保をがありますとか、そういう形の内容でもいいのかなというふうにちょっと思ったんです。

高松秀樹 面白い意見なんで、意見としてね、きちんと議運の中ではかります。それはこの項がなくても、一般質問は地方自治法の中で発言という項目で保障されてますので、よろしいですか。次に行きましょうね。12、反問権についてですね。12条です。中島議員。

中島好人 この反問権についてはですね、ここに書いてあるように、この論点を明らかにするために、もう一度をお聞きしますよって、こう聞くのが反問権であってですね。議員に対して、参考人から議員に対してどうのこ

うのと質問するとか、そういうことはやってはいけないと僕は思ってるんで、改めてここで確認しておきたいというふうに思います。

高松秀樹 言われるとおり、反問権ってのは、そういうことです。それがここに書いてあるということですね。つまり、本会議場は執行部と議員が議論する場ではないと、ということを言いたいというふうに思います。よろしいですか。森山議員。

森山喜久 こちらのほうで、最初本会議または委員会について形で書いてあるので、そのあとにあります、議員から質問を受けたときを、議員から質問や質疑を受けたとき、という形で加えたほうが整合がつくのかなというふうに思います。

高松秀樹 なるほど。そうね。委員会のことがあるので、本会議と委員会で質問と質疑が発言なんで、それを入れたほうがいいということですね。よろしいですか、皆さん。ほかいいですか。あればですね、遠慮されることないんで、テレビ映っておりませんので、言ってくださいね。次行きますよ。13条。質疑、森山議員。

森山喜久 文言としてはこちらでいいと思うんですけど、できれば逐条解説での検討をお願いしたい部分がある。質疑と質問、その違いっていう形の部分と、あとどうしても総括大綱的というのはですね、人によってちょっと捉え方が様々になると思うので、具体的な事例とか、そういったところを示したほうが、全員が共通的に分かりやすいのかなと思いますので、その辺をちょっと検討してもらいたいなと思います。

高松秀樹 逐条解説において、語句の説明をしてくれと、いうことですね。よろしいですか。それでは、1回休憩しましょうかちょうど11時になりましたので、11時10分まで休憩してですね。この調子でいくと、いろいろちょっと入る可能性がありますけど、もう継続してやったほうがいいでしょう皆さん。また後日来るとか、ねえ、継続でやりましょうね、最後のほうは恐らくばたばたっていくと思うんですね。はい。ここで休憩をとりまして、11時10分に再開いたします。はい、休憩します。

<休憩>

高松秀樹 それでは再開しましょう。次は14条です。委員長報告に対する質疑、本会議場、本会議場での話だと思いますが、これについて。3項まであります、いかがですか。なし。この条文を要らんけ削除してくださいってのは、オーケーですので、言うていただいて。委員長へどうぞ。いいですか。どうぞ。古豊議員。

古豊和恵 ちょっと分からないので。14条の2、執行上の問題についてとありますが、この執行上の問題というのは予算上の質問ということですか。執行上の問題っていうのは、何ですか。

高松秀樹 はい、大井議員。

大井淳一朗 想定されるのはですね、例えばその修正を出したことによって、例えば予算が増額すると、提案権をもってるのは執行ですので、その辺りの問題と修正をすることで、既に事業が途中でまで進んでるところに修正かけることにストップすることで、市民に何か不利益を与えたりしないかという場合に、執行上の問題が起こるのかなと私は考えてますけど。ちょっと事務局、ちょっとフォローしてもらえますか。

高松秀樹 岡田君。

事務局 では、ただいまの大井議員の御見解に補足をさせていただきます。この執行上の問題といいますのが、執行部から、例えば条例や事業の提案がございまして皆様に議決を頂きます。そして、皆様が議決を頂いたことを、あくまで執行するのが執行部の役割でございます。という前提に立った上でですね、執行部から提案されるものは、当然、執行部がもう執行できるものが提案されます。ただ、それが不十分である、議会がそれを修正することがございます。執行部の提案不十分なので、修正します。そうなるとですね、修正されたものは、執行部が現実において執行できるかどうか、分からぬという問題が生じます。執行部は。当然、自分たちのことなので提案したものは執行できます。それを議員の皆様が、議会が修正したときに、例えば財政負担がどうなっているのかですか、全国的な社会情勢から考えて適切と言えるのか判断する。最後に判断されるのは、もちろん議会の皆様なのですが、現実的にそれができるのかという問題が生じることがあります。これが執行上の問題ということになります。そういう修正が、議案の修正を行った場合にそういう執行上の問題に限っては、市長に対して質疑をできるということがありますね、確かにいません地方自治法だったか、とは思うんですが、そういうことができるので、これを注意的に、規定されているのではなかったかと考えております。以上です。

高松秀樹 はい。ということです。よろしいですか。宮本議員。

宮本政志 すいません、これ分かる人に教えていただきたいんですけど、前の13条で括弧質疑っていうふうに出てまして、14条括弧なしで質疑に関係する内容と思うんですけど、前の条例見ると、ここだけが括弧がないんで、今の私が質疑に関係するかなっていうことと、これ二つ重なってるなら一緒にできるものなのかなっていうの、なぜ、これ当時分けたのかなっていうのかとか、その辺りすいません三つも聞いてしまいましたけど。

高松秀樹 事務局。

事務局 すいません、法制執務的な観点なので事務局から回答させていただきます。こちらですね法制執務の用語で共通見出しといいまして、見出しが重なっている条文なので、委員長がおっしゃるとおり質疑に、どちらも質疑のことなので、見出しが共通となっている。ただ通常ですと一つの見出しに対して1一つの条文というのが原則なのですが、やはりえて質疑、同じ質疑においても条文を分ける必要があった内容が異なるそ

ういったときに、見出しを共通にして1番最初に持ってくるという、これは法制執務の行い方でございますので、特段問題ないかと存じます。以上です。

高松秀樹 はい。そのほかありますか。奥議員。

奥良秀 1行目のところの委員長報告に対する質疑、は、その次なんですが、委員長に対して疑義をただすために行います、ってあるんですが、委員長に疑義をただすっていうのが、文言的に合ってるのかなというところがって。あくまで委員長は委員会であったことについての報告をするだけあって、議案に対してどうこうっていうことはないと思いますので、この辺の検討をお願いしたいと思います。

高松秀樹 はい。ちょっと文言の精査をということなんで、はい。それは議運の中でまた意見として。考えてください。ほかいいですか。よければ次行きましょうか。15条委員長報告について。このとおり、まあまあやってるんじゃないかなと思いますけど、文言等も含めて、意見なさそうですね。はい、中島委員。

中島好人 概要と結果及びその論点を明らかにし、詳細に要領よく行います。ちょっと要領よく、良すぎて大事な内容を委員会で話したのに抜けとるじゃないか。というのを感じる時も時々あるんですよね。

高松秀樹 文言的には問題ないけど、今までの委員長報告聞いてると、恐らくきちんと、正式なプロセスを踏むと委員長報告、委員長がつくったら、委員会にきちんと提示して、これでよろしいですかっていう1手間が本当は要る。だから、委員のほうで、各委員会の独自判断になるんですが、委員のほうでそれを求めることももちろんできますよね。そういうことも含めてですね。行ってほしいなと思います。白井議員。

白井健一郎 2項なんですけど、委員長報告概要是議場に配布しますってこれ、こういう文言ってほかに、ほかの条文ではなかったと思うんですが、これは公開するではちょっと問題があるんですか。

高松秀樹 なるほど。公開するで、いいんじゃないかということ、まあまあ包含されてますよね。それ意見としてやってください。ほかいいですか。矢田議員。

矢田松夫 14条と15条ちょっと関連するんですが、実際の委員会の本会議場で委員長報告というのがあるんですが、委員長報告に対するその審査の概要と結果について質疑があるんですが、現状ですね、それだけでいいのかということに思うわけです。それ以外に、例えば議場で配付された、概要と結果についてのみ、質疑をされてるんですが、それだけでいいのかどうなのかということについて疑問生じるんですが、その辺どうでしょうか。

高松秀樹 それは本会議における各議員の考え方なので、これはちょっと私の考えは委員長報告概要に縛られる必要はないと思ってるんですが、それは事務局的にはどうなんですかね。

矢田松夫 私もどっかで読んだんですが、委員長報告に対する質疑については、概要とその結果について質疑ができるというふうに、どっかで読んだんですが。

高松秀樹 分かりました。ちょっと事務局に見解を聞いてみましょう。意味分かった。

事務局 はい、では、すいません質疑の確認からさせていただくんですが、委員長報告概要というのはあくまで概要でございますので、その委員会で審査したもの全てではないため、その概要に書いてないことも、質疑の対象となるかという問い合わせよろしかったでしょうか。はい、委員長報告概要に書かれてないことであっても、委員会審査で行われたことに関して質疑をされることは全く問題ないと考えております。

高松秀樹 今、本市議会の運用はですね、委員長報告概要を委員長が朗読されると、ということなんです。実はこれ別物なんですよね。委員長報告が長文でもいいんですよ。概要っての分かりやすく提示するっていう意味合いなので、結論的には、今、岡田君が言ったような形になると思います。よろしいですか。何でも質問できますよって話だった。もちろんね、委員会でやってないことは委員長は答弁できませんけど、なんでも質問すべきでしょう。逆に言えば、中村次長。

事務局 委員長報告は議会運営上、日程的な観点もあって委員長作成の後、皆さんにお示しする前にも当日、出すようなやり方になっています。ここをさつき議長が少しおっしゃったところがあるんですけど、本来委員会の中で、議決とって作成を委員長に一任するという手続きがあるべきかもしれません。運営上今それをとってないっていうのがまず一つ。それは運営のほうにもきちんと書いてあります。ただ実際、もう委員長がつくって出すもので、議会内部のものですからそこまでの手続を踏まないというのが一つと皆さんにお見せする時間がないので当日、議場で配っているっていうところです。実際の運営は、今、そのようになってるというところで御理解ください。

高松秀樹 はい。宮本議員。

宮本政志 議長でも事務局でもいいんですけど、これ委員長に対して疑義をただすために行う質疑でしょうね。それに対する答弁は、別に委員長じゃなくても委員であれば、誰が挙手してやってもいいんですかね、僕はそういう解釈ないけど、その辺り、事務局は議長か教えてください。

高松秀樹 結論から言えば、いいですけど。例えば、委員長がもたもたして違う委員が答えたときに、委員長の面潰れますよね。だから、それがなかなか行われないと。ただし、例えば、副委員長が横に寄って、委員長がちょっと分からんと、委員長代わりに答えてくれって言うて挙手をして、議長が指名して発言するのは何ら問題ないと。よろしいですか委員長報告について。次は、16条賛否の公開についてです。これを原則公開します。はい、古豊議員。

古豊和恵 議案等における賛否これを原則公開しますとなつてますけれども、これって個人の賛否っていうのは、公開しなくてはいけないものなのでしょうか。議会全体の結果でいいのではないかと思うのですが、個人の賛否ってのは必要なんでしょうか。

高松秀樹 賛否を公開することが必要なんでしょうかってことね。はい、そういう意見です。それは何、削除しなさいってことですか。古豊議員。

古豊和恵 要するに全体で、賛否って問われると思うんですけれども、その場合に、個人個人の誰が賛成、誰が反対っていうのを公開しなくともいいのではないかなと思うのですが。

高松秀樹 山田議員。

山田伸幸 これは絶対に公開すべきです。というのはやはり、議員の中にはそれぞれ思いを込めては、賛成反対に自分の意思を表示しているわけですから、それをきちんと全市民に公開するのが原則になって、その上で、議会だよりも賛否の分かれたものを公開するというふうになつてます。それはやっぱ当然、議員の責任として行われるべきだと思います。

高松秀樹 白井議員。

白井健一郎 議会だよりの件なんですけれども、議会だよりぐらいなのですかね、今、公開されてるっていうのは。あ、ホームページですか。ホームページのほうは議案が採決が分かれたのしか載せてませんか。全部載せてますか。

山田伸幸 全部。

高松秀樹 どうぞ。

事務局 はい。ホームページにはですね、賛否が分かれていらないもの含めて全てを掲載しております。そして議会だよりのほうには賛否が分かれたものののみを掲載しております。以上です。

高松秀樹 白井議員。

白井健一郎 私の考えでは、議会だよりも、賛否が分かれていらない全員賛成、全反対ってのは余り見たことないけど、全員賛成なら全員賛成の議案も一応議案のタイトルとマルバツ書かなくても全員賛成でもいいんですけど、それを載せるべきではないかと思うのですけれども。

高松秀樹 山田議員。

山田伸幸 それをするとかなりページすごくいます。それはやめるべきだと思います。

高松秀樹 いろんな意見があつてんですね、どうぞ。白井委員。

白井健一郎 量が多くなるからやめるべきですか。

高松秀樹 はい。中島議員、

中島好人 私たちはよくあるんですけど、もう全部反対してるので、となるわけだね。いやそんなことないよ。50議案がある中で反対したのはたった10件ですよと説明するけども、そんなことはない、とうなんですよね。だから全部項目がなくてもですね、議案は何件あった。書いてある。な

らしいです。

高松秀樹 はい白井議員。

白井健一郎 私の要望として、一応の全議案に対する、全議員の賛否、全議案に対する全議員の賛否については議会だよりも載せてほしいということをちょっと、今引き取っていただけませんか。一つの意見として。

高松秀樹 恒松議員。

恒松恵子 今、白井議員のおっしゃったとおりですね、3月議会においては、同意を含めると48件ございます。それを全部議会だよりに割くというのはホームページで公開されるとのけなので、山田委員のおっしゃるようにちょっと現実的に、不都合ではないかなと考えております。

高松秀樹 中島議員。

中島好人 いや、私が言るのはですね、私の気持ちは言ったと思いますけども、48っていうのがね。もうちょっと光を当ててね。小さく48件じゃなくて。希望です。

高松秀樹 ここでの話の焦点は、最初、古豊議員が言われた賛否を原則公開しますっていうところ、がどうなのかっていう話で、山田さん等はですね、もちろんしなくちゃいけないっていうとこですけど。ここでちょっと背景を説明しますと、議長がですね、起立、賛成の方は起立をお願いします、皆さん立ちますよね。これ実は、誰が立ったかって何の問題もない、注目してないんですよ。つまり、多いか少ないかだけなんですよ。公開できるのは記名投票のときのみです。これは誰が賛成した反対したと。つまり、起立投票したときに、これは僕は一瞬で多いか少ないか見て、賛成多数とか言いますよね。確認できないから、わざわざ皆様に最後マルバツを出してもらってるんですよ。以前の議会はこれを出さない議員が数名いました。必要ありませんと。なぜかっていうと、個人が賛成した、反対した関係ないじゃないかと。議会として賛成多数だったのか、反対多数だったのかっていうところが1番問題。そのために、あなたは起立採決してるんでしょと。当時の議長にね、そういう話があってですね。それが根底に流れていますので、その上で、要りませんと、いや、要りますという意見があったということでよろしいですよね。はい。なかなか実は難しいんですよ。でも、この議会基本条例つくったときは山田議員も御存じのように、我々個人個人の政治責任を明らかにすべきじゃないかっていう論調の中でつくっておりましたので、こういう条文をつくってます。もう今はそういう御意見もあったと。いうことだと思います。よろしいですか。次、第4章、委員会の運営委員会における基本原則の委員会の運営について。これはいいですか。森山議員。

森山喜久 2行目になりますが、その所管に関する事務の調査を機動的に行ってありますが、これ、事務の調査等というふうになどを入れたら、いいのかなというふうに思います。やはり調査のみには限らずですね、いろんな形で、審査に係るものとかですね、そういうことで協議、調査しなきや

いけないものが増えていると思いますので、等を入れたらいいというふうに考えております。はい。

高松秀樹 文言つけ加えなさいということです。そのほかありますか。いいですか。福田議員。

福田勝政 審議と審査は、ちょっとね違うんですかね。審議と審査。

高松秀樹 18条では。今17条。次にとってください。はい、よろしければ18条に行きますね。18条で、はい、福田議員。

福田勝政 審議と審査はちょっと、どのように違うんですかね。

高松秀樹 はい。せっかくだから岡田君はい中村次長。

事務局 1番簡単な言い方で言えば、本会議では審議という言い方が一般的です。委員会は審査という言い方になります。ただ審議っていうのは議会で行われる。過程のものを審査されるもの全てを審議と言いますので、全部含めて言えば審議一括で言葉は足りるものになります。委員会だけをさせば審査という言い方が一般的ですけど、議会の中で行われるそのような審査に値するものは全て審議と言えば、全部包含されるものになります。

高松秀樹 はい、福田議員。

福田勝政 議会、議会審議になってますけどこれを、議会審査にして、言われましたけど、それは無理なんですかね。審査。議会2行目

高松秀樹 2行目

福田勝政 2行目、審議をし審査に

高松秀樹 はい。意見として、議運でしっかりとやってもらいます。質問は審議と審査という違いはなんですかということなんですね。よく委員長がですね、本会議は審議といいます。委員会審査です。委員長報告の最後に、議員各位におかれましては、慎重審査と間違えること方がいらっしゃいます。本会議場はあくまでも慎重審議をお願いいたします、ということで統一して使われたほうがいいのかなって気がします。そのほかいいですか。

高松秀樹 白井委員。

白井健一郎 18条ですよね。(1)から(6)まで、これを提案者に対し、明らかにするよう求めますという形なんですかけれども、これは先ほどやった10条の3項、市長は、議会の評価を予算に十分反映させるように努めなければならぬとし、市長が。こういうように相手方に努力義務でも義務を課すような、その一文を2項で入れたりするのはどうでしょうか。要は、こちら側が(1)から(6)まで、提案者に対して明らかにするに求めると。執行部側はそれを十分尊重しなければいけないとか、そういう言葉を入れた入れてみたらどうかと思うんですけど。

高松秀樹 なるほど。その部分を追加。文章を追加したらどうかということですね。議運の中で。面白い意見なんで、ほかはよろしいですか。はい、中岡議員。

中岡英二 今のに多少関連するんですけども、(1)の政策等の提案に至った経緯理由、及び期待される効果という、そういう案を求めるときにですね、資料請求するとき。我々が今まで資料恵与と、恵与という意味はですね、恵みをもって与えること転じて、他の者から物を与えられることを、ということですが、恵与という言葉を使うよりもですね、資料を請求すると、ちょっと強めのほうに変えていたらどうかと思います。以上です。

高松秀樹 なるほど。それは議運の中でね、言葉の問題で、これ議会サイドの問題があるので、その中でやって今の話は、恵与っていうのは、議会側が、恵みを与えてもらえるっていうのが、二元代表制において下に見えるということですよね。それ議運の中で、いいですか。はい。そのほかいいですか。じゃ次に行きますよ。いよいよ市民とともに行動する議会のところですね、市民懇談会 19 条。どうぞ御意見。吉永委員。

吉永美子 これについては、解説の部分につけ加えていただきたいんですけども、議会から市民団体に対して、市民懇談会をということを、要請できるような形に今なってますので、解説にその分は入れていただきたいと思います。

高松秀樹 逐条解説にその部分の説明を入れてください。はい。そうですね、そうね。そのとおりだと思います。ほかはいいですか市民懇談会。時々行われていますが、よろしいですか。詳細は実施要綱に書いてありますので、次行きましょう。20 条、請願者陳情者の意見陳述、いろいろ混乱しますが、やめますか。みんなしようがないなと感じですけど。いいんじゃない。中島委員。

中島好人 やはり請願・陳情についてはね、やはり市政発展。っていうかね、そういうものについて、やはり何か受入れていくんでね、個人攻撃するような請願陳情についてはね、僕は取り扱うべきではないと、思います。以上です。

高松秀樹 だから、今のことについて、事務局から意見というか法制上というか、解釈上の問題の話をしてください。

事務局 はい、ではすいません。議会基本条例 20 条があくまで意見陳述に限つての文言、条文ですので、それとは少し離ますが、陳情や、請願の制度そのものについて少し、御説明をさせていただきます。こちらはですね、憲法におきまして請願権として保障されている権利でございます。そしてその内容にはですね基本的には制限がございません。ただ、明らかに個人、基本的人権を侵害するようなものですとか、個人の秘密を暴露するようなものというのは当然認められるものではないですが、そういった判断については、必ずしも陳情書、請願書からですね一律に、判断できるとは限らないところがございます。それもあってですね、形式的に要件を達成している。すなわち、平穏に議長に対して記名押印と形式を整えて提出された場合には、こちらはちょっと表現が適切ではないかもしれませんのが受理せざるを得ない。そしてその内容については、後

に議会運営委員会や調査に指定された各委員会で行われるので、個人を攻撃するような陳情ですか、仮に内容を精査した結果、そのようなものであれば、調査される委員会において適切に扱われるのではないかという法制度になっております。以上です。

高松秀樹 現在のところは、市民が出してくると意見陳述、の希望を取らなければならぬと。山田議員。

山田伸幸 意見陳述するにしても、以前は10分程度にまとめてくださいということを言ってたと思うんですけど、今はそうなってませんよね。かなり、自由に1時間でも2時間でもしゃべらせると。いうことになってるんですけど。これについてはどうなんでしょうかね。

高松秀樹 条例上には書き込む必要はないんですが、それはルールの中で、時間設定は委員会で自由にできる。と思います。しかしその際に、合理的な理由がなければ無理ですよね。つまり、結論は、時間は設定できますよって話です。はい、山田議員。

山田伸幸 ただ、項目が30も40も50も述べられて、それを一つ一つされたら当然時間がかかりますよね。だから、そういったのが陳情としてどうなのかということもですねやっぱり、明瞭端的に言いまとめもらうとか、そういうふうな形にできないものかどうかということですよね。

高松秀樹 結論から言うと難しいよね。うん。制限することは難しい。これはある人を想定されて言ってると思うんですけど、そうじゃない場合は、恐らく請願者が発言を抑制するんかと。陳情を抑制するんかって話になりかねないですが、委員会の中で、これしっかりと、どうして運営していくのかってのを決められたらそれはそれでいいのかなと。決められた後に陳情者にね、こういうルールで今回やりたいです。時間制限設けてる議会いっぱいあります。そういう運びでやっていただきたいと思います。

20条、はい。白井委員。

白井健一郎 19条の話をしてもいいですか。

高松秀樹 19条戻った。いいよ。

白井健一郎 すいません、これ市民懇談会って名前ついてますけど、実施要綱を見るとですね、10人以上の市民グループ、そういう団体側から申込みがあった場合という、特定の市民団体あるいはそれに類するものを想定していると思うんですけども、我々が、例えば議会カフェでどういうことをしようかって考えたときに、議会はこの後出てきますので議会報告会のところでできます。議会報告会のというのは24条ですけど、第6章説明責任を果たす議会のところで出てきます。要は議会側から市民に対して普段どういう活動をしているのか、どういう議案があってどういう採決をしたのかということについての報告ですよね。それが主なんですけれども、実際市民からの要望も多いので、意見交換なるもの、あるいはその市民の側から、私たちに言いたいことを結構自由に言ってもらって、それで、その場で解決しないものは後で、広聴委員会引き取ってですね、

適切な処理をするようにしてゐるんですけども、そういう議会カフェの今一部になっている意見交換のようなもの、これを一つこの市民懇談会に制約するのではなくて、さっき言ったその特定の団体、10人以上の団体を想定するのではなくて、今度、もっと広くですね、ある意味自由に市民だったら参加できるという場をまた考えてみたらどうかなという提案なんすけれども、だから特にこの条文のどこにどう位置づけるかとかはまだ考えてないんですけど、そういうふうな、市民懇談会をもうちょっと広めたようなものを考えていただきたいなと思っています。

高松秀樹 はい。今の実施要綱に関する部分でもありますので、議運の中で、今 の意見を踏まえて、実施要綱の変更が必要か、改正するかどうかはやつ てください。はい、山田議員。

山田伸幸 ここでの実際の運用として10人でなくとも10人程度という表現がさ れてたと思うんですよね。特に、特定の地域から要望があつて、議会が 出かけてって懇談するという例もこれまで何回もありましたので、そ の辺は、柔軟に運用されてるんじゃないかなと思います。今言わされたよ うに議会カフェの中でいろいろ出された意見をね、ある特定の地域で の出ている問題とかであれば、議会の常任委員会がですね、解決のために その調査に赴くこともありますので、その辺のことを踏まえて、 市民懇談会というのはあるんだということを承知していただきたいなと 思いますが、

高松秀樹 そうですね、市議会としてはこういう市民懇談会等、どんどん活用し ていきたいっていうふうに皆さん思つてらっしゃるので、実施要綱も含 めてですね議運の中で、再度白井議員の意見もありましたので、踏まえ て協議していきたいというふうに思つております。それでは、21条公聴 会及び参考人制度の活用、これについてはいかがですか。ここで皆さん、 今山田議員も言わされました公聴会できてないっていう御意見があると思 いますので、事務局のほうから公聴会とこの参考人制度、メリットデ メリットをちょっと説明してもらえますか。公聴会制度が使いにくいつ ていうところも含めて。

事務局 では、公聴会と参考人の制度ですね、それぞれのメリットデメリット のですが、やはり1番大きなものは、今議長がおっしゃいましたよう に、公聴会のほうが参考人制度について、使いにくいということでござ います。それが具体的にどういうことかと申しますと、公聴会を行うに 当たっては、公聴会に出席する者といいますか、公聴人をですね公募す る必要があります。ということは、公募ということなので公示をする、 例えば2週間なり1か月なりの期間を設けて、公聴会を行いますので、 まず参加する、参加した人は手を挙げてくださいといいますと、募集し ます。それに対して手が挙がったのを議会側が選別する必要がございま す。そうしたことですね、どうしても時間がかかるてしまうというこ とが1点ございます。それに対して参考人はですね、参考人として意見

を聞きたい者を、委員会なり議会なりが選択をして、すぐすぐ議決をとってお呼びできるという、機動的であるというメリットがございます。どちらの制度も達成すべきところとしては、重要な案件ですとかに対して、有識者や住民から意見を聞くという目的その至上目的はどちらであっても達成できるということで、以前議会運営委員会でも話され、お話をあったとおり、現在、山陽小野田市議会では公聴人制度では、公聴会ではなく参考人制度を活用しているという流れになっております。以上です。

高松秀樹 山田議員。

山田伸幸 公聴会というのは、国会なんかではね、よくやられていて、予算委員会の最後の日に最後というか別の日、公聴会を設けてその意見を聞くと、その際には、各政党会派から推薦人、推薦した人を呼ぶというふうな形になっていますので、もし、必要性があれば、そういったことも検討しておく必要があるんじゃないかなと思います。はい。

高松秀樹 いつでも使えるように条文には入れてます。地方自治法にも規定されています。もう少し簡単に説明すれば、以前は公聴会制度しかありませんでしたが、平成3年の地方改正によって参考人制度が創設されたことによって、参考人制度が使いやすいということでどの市議会も今こっちを使っていると。ということで、岡山議員。

岡山明 この公聴会制度なんですが、私のほうは27条の政治倫理ということで今回は私も副委員長で、議員が議員をという状況があります。公聴制度という状況で今回の政治倫理審査会の中に議員じゃなくて、学識経験者をいたれた形をつくった制度のもとで、特別委員会の形を進めていただきたい。今回の公聴会、参考人制度の活用ということで、ちょっと考えていただきたいと思います。

高松秀樹 そこはまたあと、政治倫理のところで出てきますので、今の意見を踏まえてその際に、またほかの議員から意見をもらいたいと思います。それでは公聴会とかいいですか。次に附属機関の設置です。22条は附属機関を設置することができますと書いてますが、これについて、山田議員。

山田伸幸 これ、この間の議論の中で、これ、できないんじゃないかというふうなことが、ちらと非常に実現が難しいということが、事務局から言われたように思うんですけどこれ改めてちょっと説明していただけますかね。

高松秀樹 事務局。

事務局 はい、ではその点について説明させていただきます。附属機関と申しますのがですね、地方自治法上に規定されておりまして。地方自治法上に規定されているのが執行機関の附属機関ということですね、山陽小野田市にあっては、市長は附属機関を置くことができるということが、地方自治法で規定されております。一方ですね、議会においての附属機関を置けるかどうかということは全く地方自治法では触れられておりません。そのため、地方自治法に書いていないから置けないんだという見

解もあれば、逆にですね、それはあくまで地方自治法がそこまで想定していないだけであって議会にも、むしろその議会には附属機関を置けないと書かれていなかから置けるんだという両見解がぶつかっております。この点ですね、総務省においてはですね、議会はもともと合議制の機関でございますので、さらに合議制である附属機関を設けることは、法の趣旨になじまないという解釈を示されております。そしてですね、もし総務省の解釈によつてしまふと、議会で附属機関を設けた場合というのは、あくまで条例のみを根拠としたほうに根拠がない機関となりますので、実際に設置するに当たつては附属機関の委員となつた方の身分ですか、報酬ですかとかっていうことをきちんと、精査しなければならないという課題が出てくるかと思います。ただですね、事務局はですね、そういうところをきちんと慎重に考えていかなければならぬのではないか、というお話をさせていただいたところでして、できないとは考えておりません。というのも、第22条で附属機関を設置することができますと、基本条例に規定されておりますのでですね、それがそもそも違法とは言えないこと、そして、議長から私も伺つたことがあるのですが、議員定数ですか、報酬の関係、現実的に議員の皆様が議会として、附属機関を設けずにですね、決めることが難しい課題というのが現実的にあることも存じておりますので、そういう課題、設置するに当たつてはそういう課題を慎重に検討さされる必要があるのではないかと申し上げました。以上です。

高松秀樹 白井委員。

白井健一郎 事務局の方すいません。もう一つ、今の関わつてちょっと教えてほしいんですけど。私、今日の議論の1番初めに、この議会基本条例ってのは憲法みたいなものが、議会の憲法みたいなもんだと言いましたが、この議会基本条例と地方自治法の関係、ちょっと教えてほしいんですけど、優先優先順位としてどうなつてゐるのか。

高松秀樹 白井議員。

事務局 地方自治法と議会基本条例の関係を申しますとですね、やはり地方自治法がまず法律でありますので、これに反することは、あくまでもできません。ただし、地方自治法と議会基本条例、全く重なつたりですね、あくまで議会基本条例が下位にあると一概に断言できるものではないと思います。というのが、地方自治法が網羅していない山陽小野田市議会がいかなるものかということにおいてはですね、山陽小野田市議会の中で最も尊重すべき、白井議員がおっしゃつた憲法ともいるべき条例ということは変わりませんので、地方自治法に反しない範囲で、というのは前提ではございますが、といった意味で反することはできないんですが、地方自治法の下位法ですよという、地方自治法に包含された中のものしか規定できないんですということを、一概にはちょっと断言できなかなと考へております。以上です。

高松秀樹 宮本議員。

宮本政志 恐らく、これ今附属機関の 22 条かな。これに関しては今からの検証と改正に、物すごく論点が大きくなるとこだと思いますんで、ぜひ、議運に今出ておられる、3 会派。それから今後この検証改正に出席されると思います政党会派の方と所属議員の方、会派の中でもう少し論点、今、白井議員がおっしゃったところ、岡田係長が説明したところ、関係してきますのでその辺りっていうのを少し調査されて、この検証と改正のときに、いろいろ議論は行っていただければと思います。以上です。

高松秀樹 はい。条文的にはいいですか。はい。と、次、議会広報の充実、23 条です。いかがでしょうか。はい、どうぞ。福田議員。

福田勝政 各地域に、意見箱をですね、これは、議会は今どこに意見箱置いてるんですか、

高松秀樹 置いてないです、

福田勝政 おいてない。これ削除すべきじゃないですかね。

高松秀樹 それは恐らく古い情報じゃない。もう 1 回改正したときになくなりました。

福田勝政 分かりました。そうですか。

高松秀樹 議会広聴の委員長から広聴の委員長いいですか。

森山喜久 いいです。

高松秀樹 はい。それではここで最後の休憩にしましょうね。はい、10 分間の 12 時 5 分まで休憩で。その次、もうそれで全部最後いきたいと思いますから、はい。1 時前まで終わりたいと思いますので御協力お願いします。はい休憩しましょう。

<休憩>

高松秀樹 それでは再開しましょう。次は第 24 条議会報告会の実施についてです。はい、御意見どうですか。このままでいいですか、問題ない。はい、白井委員。

白井健一郎 今、広聴委員として思っていることと、ずっと議論してきたんですけど、広聴委員会の中で、結局、ここも説明責任を果たす議会のところでありますよね。議会報告会は議会から市民に対する説明というか、説明責任ということなんんですけど、実際のところ、動画をぎゅっとをまとめることによって、その後の、むしろ市民との一般の意見の交換会というか一般の市民のいろんな要望を聞くというのが中心になっていますだから、ちょっとこの第 20 条の趣旨とはちょっと外れてるんですよね。そこをどうにかししなくちゃいけない。だから、これも、その現実とこの条文の不一致なので、どちらかに合わせる必要がやっぱり、考えなくちやいけないんじゃないかなと思っています。

高松秀樹 はい、山田議員。

山田伸幸 これについては以前から議論があって、要するにもう、議決したことと言われてもしようがないじゃないかという意見がね、随分あったんですよ。そのあと広聴委員会のほうでそうじゃなくて、皆さんのはうから市政に対する御意見議会に対する御意見を、率直にお伺いしようじゃないかということで今の形になったんではないかなと思いますけどね。

高松秀樹 白井議員。

白井健一郎 そうですね、もう決まってしまったものは仕方ないというのは当然ありますね。議会で議決したものは仕方ないのはありますけれども、その前の段階で市民の、何か参画の方法が、何かしら必要なのかあるいは必要ないのか、あるいは各議員に働きかけ、市民に特定市民がある議員に働きかけて、何かその自分の意見を反映させようとさせるのかとかですね。ちょっとその辺、検討の余地はあるんじゃないかと思っています。

高松秀樹 はい。よろしいですか。ここは説明責任をどう見るか、必要なのか必要なのか、ということだと思いますけど、当時の議会基本条例の制定委員会の中では、議員の責務の一つに説明責任を果たす必要があるということで入れて、紆余曲折があって今の形になって、白井議員が今そのような感想を持っていると。ということだと思いますので、それを含めて、意見としては取上げていきましょう。はい。いいですか。次、情報の公開 25 条です。9 項目種列挙してますが、はい、山田議員、

山田伸幸 御質問なんんですけど、その他議長が必要と認めたものというのは何があるんですかね。

高松秀樹 その都度の判断。うん。

山田伸幸 今まで何か。

高松秀樹 今まで、全く覚えてないですけど、議会事務局何かありましたっけ。
事務局 ここに書いてないものなんで、先ほど言った、例えば委員長報告も出してますから、含まれると思います。これ委員会報告書ってなってますから、委員会報告書は別にありますので、はい。ここに書いてないもので出してるものになると思います。

高松秀樹 だから、ここではね 9 番目にこうやって書いてますけど、具体的にこれを列挙したほうがいいんじゃないかっていう公開についてね、情報公開についてあれば、御意見頂ければですね、議運の中で、もしかしたら全部で 10 項目 11 項目なのかもしれません。ただ結構網羅してるんじゃないかなあっていう気はしますけどね。いいですか。今度は広報、26 条です。議会広報の充実、中岡議員。

中岡英二 2 のですね、1 番下のところで、市民が議会と市政に関心を持つように、議会広報活動に努めますとありますが、これ第 2 条との連携ですね、興味を持ってもらう関心及び興味を、興味を、興味という言葉を入れてほしいなと思います。はい。

高松秀樹 分かりました。白井委員。

白井健一郎 先ほども言ったんですけども、議会だよりですね。議会だよりに

議案をす。どういう議案を採決してどういう結果になったなったのかつていうことをやっぱり、紙面の制約があると言われてもそれは1番大切なことじゃないのかなと思う気もしますので、もうちょっと持ち帰ってですね、検討していただきたいと思います。

高松秀樹 広報委員長、持ち帰って検討してください。そのほか、特に条文についてよろしいですか。はい、福田議員。

福田勝政 議会広報の充実の2番目ですけれど、いや、多様な広報手段で活用つて、どういう手段がありますかね。これようけありますかね。どういう手段があるか、と。

高松秀樹 質問なんで、広報委員長がいらっしゃるんで、今、どういう広報手段を活用しているかを説明してください。

恒松恵子 福田議員、委員会メンバーですけれども、この12年前にですね、情報技術の発達を踏まえたという文言を入れていただいたと当時の委員会の皆様すばらしいなと敬意を表した上でですね、現在議会だより、ホームページ、フェイスブック、ユーチューブでこのたびインスタグラムを開設しまして、多様な広報手段ってことは、情報技術の発達を踏まえたもの、議会だけだったら年配者であるとか、若い方であるとか、一応、今多様な広報手段を活用していると自負しております。また、今後情報技術が発達したときには、また委員会で検討してやっていけたらと思う。条文についてはこれで問題ないかなと考えます。

福田勝政 すいません。誠にすいません、広報委員でございまして、勉強不足でございまして、分かりました。ありがとうございました。

高松秀樹 そのほか、森山議員。

森山喜久 あと1項目のところなんんですけど、議会は議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等っていう形で書いてあるけど、これシンプルに議会は分かりやすく情報を提供します、という形のほうにしてもいいのではないかというふうに思います。

高松秀樹 今回先ほど賛否の公開とリンクするところはあると思いますが、それを踏まえても、分かりやすく、情報ってシンプルにしてほしいということですね。分かりました。ほかいですか。なら、第7章、政治倫理、について意見がありますけど、削除しましょうか。岡山議員。

岡山明 私のほうからも政治倫理審査会、この制度をちょっと変えて頂きたいということで、委員は先ほどは終わらせたんですけど、公聴をそういう制度のもとで審査していただきたいと、議員が議員じゃなくて、そういう学識経験者、そういう方々を含めたそういう制度にして。

高松秀樹 その件に当たってはですね、政治倫理条例の改正を議運でやる予定にしてますので、その中で恐らくあると思います。そのほか条文について、条文いいですか残しとて、中島委員。

中島好人 議長はね、やめようかと。私は賛成なんですけども。なぜかというと、今の倫理条例は意味ないと。モラルまで踏み込んで、そういうところま

で対象になっていくような政治倫理条例は、今は必要ないん。改正されていくんなら、その改正を見てからの判断にはなろうかというふうに思うんです。

高松秀樹 条文があるから条例があるんですね。だから改正されないから条文要りませんって話はなかなかならないんですけど、分かります内容は。了解。だから、一応、中島議員は 27 条削除ということで、みんな一緒って。いいですか。もちろん削除にはならないけど。はい、古豊議員。

古豊和恵 第 27 条の市民の代表者として、その倫理性でありますけれども、品位を保持し、識見を養うというのは非常に難しい、ちょっと分かりにくくのではないかなと思いますので、代表者としての倫理である政治倫理を常に自覚し、それに基づいて行動しなければなりません、というふうにしてもらったほうが分かりやすいのではないかと思うのですが。

高松秀樹 条文、27 条残して文言を分かりやすくしてくれと。そういう意見です。中島委員。

中島好人 やはり今の中身でも分かりにくくのは当然あるわけで、ですから項目を列挙して、これとこれとこれについて字句のことで、はっきりさせることができ大事ではないかと。反対の人間はこういうのもなんですが、以上です。

高松秀樹 政治倫理条例の中身についてはですね、また議運の委員長の話によると、委員会議員をお呼びして意見を聞くということですねその中でお願いいたします。条文は取りあえず、このまま残して、今、古豊議員のほうでもうちょっと分かりやすく改正すべきだと。いう意見でいいですね。ほかいいですか。次、28 条、議員定数。古豊議員。

古豊和恵 28 条の参考人制度及び公聴会制度を十分に活用してなってますけれども、等、参考人制度及び公聴会制度等を入れたほうがいいのではないかなど。その理由と言われたらちょっと。

高松秀樹 入れたほうが良いということは何かあるからそうですね、ほかのものが何かが。伊場議員。

伊場勇 等というのは、例えばその附属機関、とかも含まれるんじゃないですかね、公聴人、参考人制度、それ以外のことは附属機関とかまた違う。そうですね今報酬審議会でね、議員報酬やってるところも、ここも踏まえられるべきであって、なので等があってもいいかなというふうに思っている。はい。以上です。

高松秀樹 条文はいいですか。この条文があることによって議員、議会提案ができるっていう条文なんですよ。いいですか。次行きましょうか。29 条議員報酬、これも一緒ですよね。内容は、これも等々をつけるっていういいですか皆さん。これは自らの報酬を自らで、決めて条例提案でできますよっていう話ですけど。次 30 条、政務活動費。森山議員。

森山喜久 こちら 30 条も、先ほど 28 条 29 条と同じように、公聴会制度等をいう形で等を入れたほうがいいと思います。

高松秀樹 それは附属機関を指しているということね。はい。条文はいいですか。内容ですね。もう次行きますね。第8章危機対応、31条、はい、白井委員。

白井健一郎 危機対応に関して、災害等緊急事態が発生したとき、またその恐れがあるときは危機対応組織を設置してとありますが、これ実際には運用されてますか。

高松秀樹 事務局。過去運用されたことがありますか。

事務局 これまでには運用されたことはございません。以上です。

高松秀樹 白井議員。

白井健一郎 とはいえですね、やはりこの御時世、危機対応に関する条例が定まっているかどうかってのはすごく大切なことだと思っているので、例えば執行部あるいは市長と連携してとかですね、そういう言葉を入れるとか、とにかく何らかの形でこの条例が生かせるような形での運用というのを望みたいと思ってます。

高松秀樹 執行部とね、協力連携っていうのが必要だと思うので、それを意見として議運の中で。はい、伊場議員。

伊場勇 これ、前回の改正で入れ込んでくれと岡山議員が、熱に必要ですよねみたいな、もう引き上がらなかつたですこれ。今、現状等々ですね、災害も多くなってますけどこの、危機対応組織とか、そういう設置するとかそういうことを書いておりますが、それについて何か。あんまり進んでないよう私は思ってるんですけど。いかがですか。

高松秀樹 ノーコメントでもええよ。岡山議員

岡山明 これ、私はもうこうつくって出したんですけど、大分中身が変わった。私は最初は危機管理という表現で入れたんですけども、結局、危機管理と対応ということで、私の思いが変えられたと。それは理解していただいて、あとはもう大体分かると思いますので、そういうことで、

高松秀樹 変えられたから、思いはありません。ほか皆さんのはうでいいですか、はい、次行きましょうね。32条、議会事務局。削除しましょうか。いいですか、何か、付け足すことがあればですね。いいですね。しっかり評価されておると思いますけども、人員的にも増えておりますので、33条議会図書室、松尾議員。

松尾数則 この条例が僕は1番遅れてるんじゃないかという気がする。例えば、市民もこれを利用できるようにする。どのように利用できる様にするのかということで、私は、何の本が入ってるか分かりもしないし、そういうことをこれから考えていく必要があると思います。何も、部屋を設ければいいという問題だけではないと思うんですよね。その利用をずっと考えていくべきではないかと思います。

高松秀樹 ちょっと待って。事務局はこれ市民が利用したことって、改選後、何回ぐらいありますか。

事務局 具体的な回数は数えていないのですが、市民からですね、図書室を利

用したいと言われたことは私の記憶では、10回程度、もしくはそれ以上ございます。やはり過去、例えば昭和ぐらいの記録が見たいですか、市の郷土史の編さんに当たり議会の資料も参考にしたいといった調べ物等もございましたし、純粹に議会関係の書籍が見たいという申出もございました。以上です。

高松秀樹 松尾議員の話は、これが市民もきちんと認知して、もっともっと利用できるようにならないかっていう話ですよね。はい、山田議員。

山田伸幸 ここでの1番の課題、私は中央図書館との連携だと思うんですね。それを含めて、議会図書室が貸出し可能な、そういうふうな状況も含めですね、連携がとられるべきではないかなというふうに思います。

高松秀樹 はい。そのほかありますか。はい。はい白井委員。

白井健一郎 ちょっと水を差すようで悪いんですけど、やっぱりここの保管とか管理ってのはすごく大切だと思うんですよね。貴重な資料だけに。だから何でもこう市民が気軽に、ここに来て中央図書館と同じような形で利用できるっていいのかって、ちょっとそこは疑問が残りますよね。

高松秀樹 議運ではぜひですね、議会図書館の意義、役割について協議しながらですね、情報いらうとかあったらってほしいと思います。岡田君

事務局 議会図書室の現状についてお話をさせていただきます。今ですね白井議員がまさにおっしゃったとおり貴重な資料等もございますのですね、通常は鍵をかけさせていただいております。そして市民からの申出があれば、鍵をあけまして、利用していただくということで市民の方がいらっしゃれば私たちも把握できるようにはしておりますので、その点申し上げさせていただきます。以上です。

高松秀樹 山田議員。

山田伸幸 ちょっと議会事務局にお聞きしたいんですが、今ある資料については、例えばデジタル化されてそれがすぐ分かるような状況になってるんでしょうか。

高松秀樹 岡田君。

事務局 書籍に関しては特段そういったことはございません。記録ですね、委員会記録や本会議録に関しては文書管理システムがありますので、どういった記録があるというのは分かるんですが、それが閲覧状況がどうですか、書籍について目録があるとか、そういうことはございません。以上です。

高松秀樹 よろしいですか。はい。次行きましょう。34条、他の条例等との関係。趣旨を十分に尊重していきなさいと、ということで、いいですか。いいですか皆さん。意見があれば率先してあげてくださいね。35条、条例の見直し等、ちょうど今これをやるよ。よね。2年、研修もやってます、はい。

山田伸幸 研修は今、議会事務局が、新人議員に対して簡単にというか、そう時間もとつないけどやられていると思うんですけど、やはりこれをきちんと、全条文が理解できるようにしとくべきじゃないかなと思います。

高松秀樹 その辺答えることがあったら、事務局で。

事務局 すいません、局長が対応してゐる新人議員のときですかね。時間はちょっと時の事務局長によるかもしれません。

高松秀樹 時間ないかもしない。はい、そういう状況です。もう最後ですね。はい。36条委任。よろしいですね。中島議員。

中島好人 いいですか、僕はね広聴の委員なんですけども、先ほど、議会広聴の充実ってありましたけど、何か広聴委員会の仕事ばっかり増えるんじやないか。この中身というのは、やっぱり市民と議会の情報だから、やっぱ広報としてもね、柱立ては市民広報の充実、中身として広聴やり議会だよりやり、ホームページとかね、そういうのを充実させていくっていうふうにしないと、何か広聴ばっかしがね、やるような感じがして。恨みじやないけども。

高松秀樹 相当恨んでる。実は、いわゆるすみ分けの問題だと思うんですよね。確かにんっていうとこもありますが、これは各広報広聴委員会、今、中島さんの意見だけだったんですけど、やっぱり委員会として、やっぱり意見をまとめてもらって、お互いすみ分けをどうしていくのかっていうのは必要かもしれませんよね。だから僕も、いや、これは広聴やないよねとかもありますから、それは各委員長が今の意見があったということですね、委員会でも、またこういう意見があったので皆さんどう思いますかということで諮っていただければと思います。全体的によろしいですか。はい。はい。ただ、私の進行はこれで終わりますので議運の委員長にマイクを返します。

宮本政志 長時間にわたりお疲れさまでした。はい。基本条例の意見交換会を終わります。ありがとうございました。

山陽小野田市議会基本条例検証

令和2年10月～令和3年1月

条 文	検証結果	
	評価	評価の理由等
(目的) 第1条 この条例は、議会の基本的事項を定め、議会及び議員の役割を明確にし、その責任を果たすことにより真の地方自治を実現し、市民の幸せと豊かなまちづくりに寄与することを目的とします。	ある程度達成	
(議会の活動原則) 第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動します。 (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。 (2) 市民の多様な意見を把握し、市政に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。 (3) 把握した市民の多様な意見をもとに政策立案、政策提言等の強化に努めること。 (4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価することにより信頼される議会を目指すこと。 (5) 議会運営は、市民の関心が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行うこと。	ある程度達成	<ul style="list-style-type: none"> ○本会議・委員会・全員協議会をインターネットでライブ中継・録画配信をして、会議録はホームページで公開している。 ○本会議・委員会・全員協議会の資料を傍聴者に配布するとともにホームページで公開している。 <p>(今後の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○更なる開かれた議会としての体制に努める。 ○更なる市民ニーズの把握に努める。 ○議員力を上げ、政策立案、政策提言等の強化に取り組む必要がある。

条 文	検証結果	
	評価	評価の理由等
<p>(議員の活動原則)</p> <p>第3条 議員は、市民の代表者であることを自覚し、次に掲げる原則に基づき活動します。</p> <p>(1) 議会が言論の府であること及び二元代表制の一翼を担う合議制機関であることを十分認識し、積極的な議論をすること。</p> <p>(2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動をすること。</p> <p>(3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。</p>	ある程度達成	<ul style="list-style-type: none"> ○活動原則に従い、各議員が行動している。 ○各種団体が実施する研修会等に積極的に参加するなど、自己研さんに努めている。 <p>(今後の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○議員各自が更に意識を高くし、活動原則をしっかりと堅持すべきである。
<p>(会派)</p> <p>第4条 議員は、会派を結成することができます。</p> <p>2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で結成するものであって、政策立案及び政策提言に資するための調査研究に努めなければなりません。</p>	ある程度達成	<ul style="list-style-type: none"> ○本議会は会派制をしいている ○前回検証後、会派として政策立案、政策提言には至っていない。 <p>(今後の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○会派として、政策提言につながるような調査研究を行う。

条 文	検証結果	
	評価	評価の理由等
(会議の公開) 第5条 議会は、本会議のほか委員会等を原則公開とします。	達成している	○条文どおり実施している。
(自由討議の保障) 第6条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心に運営します。 2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長からの提出議案並びに直接請求による議案、請願及び陳情に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間の論議を尽くして合意形成に努めます。	まだ不十分である	○委員会審査において、当初予算、決算、重要議案について、自由討議を行っており、その結果、附帯決議等を行ったこともある。 ○各自の意見発表となり自由討議となっていない場合がある。 (今後の対応) ○自由討議の運営方法について、更に検討する。 ○議員各自の自由討議に対する知識と意識をさらに向上させる必要がある。
(議決事件の追加) 第7条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決事件を積極的に追加します。 2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定めます。	ある程度達成	○基本構想、基本計画の制定・改廃を議決事項に追加している。

条 文	検証結果	
	評価	評価の理由等
(議案及び関連資料の公開) 第8条 議会は、市民に対し情報を公開することを積極的に進めるため、本会議のほか委員会等で用いた議案及びその関連資料は、積極的に公開します。	達成している	○条文どおり実施している。
(政策討論会の開催) 第9条 議会は、市政に関する重要な政策又は課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催します。 2 政策討論会に関することは、別に定めます。	ある まだ不十分で	○近年、政策討論会を開催していない。 ○議員各自が政策討論会を開催するための仕組みづくりを熟知し、政策立案及び政策提言を推進する意識を高める必要がある。 (今後の対応) ○委員会からの発議を認めるなどの環境づくりを検討する。
(行政運営の検証) 第10条 議会は、決算審査に当たって、市長その他執行機関（以下「市長等」といいます。）が執行した事業等の評価（以下「議会の評価」といいます。）を行います。 2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価を市長に明確に示します。 3 市長は、議会の評価を予算に十分反映させるよう努めなければなりません。	ある程度達成	○一般会計決算において事業評価を行い、市長に評価表を提出している。 ○当初予算や決算審査の結果、今後の検討事項等を市長に提言するため、附帯決議として取りまとめ、議決した。 ○市長から附帯決議の検討結果の報告がある。

条 文	検証結果	
	評価	評価の理由等
<p>(一般質問)</p> <p>第11条 議員は、一般質問を行う権利を有します。</p> <p>2 一般質問は、行財政全般にわたって、市長等に疑義をただし、所信の表明を求めるのみならず、政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせることを目的とするものにしなければなりません。</p> <p>3 一般質問における論点と回答は、これを公開します。</p>	まだ不十分である	<ul style="list-style-type: none"> ○一問一答方式を採用し的確な回答が得られるようにしている。 ○一般質問の論点と回答は、ホームページで公開している。 <p>(今後の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般質問の質を上げるための取組を検討していく。
<p>(反問権)</p> <p>第12条 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質問を受けたときは、その論点を明らかにするため、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができるものとします。</p>	評価なし	<ul style="list-style-type: none"> ○答弁の中で質問内容を明らかにするための実質的な反問は行われているが、反問権行使のための宣言はない。 <p>(今後の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○執行部にも改めて反問権について周知する。
<p>(質疑)</p> <p>第13条 議案等に対する質疑は、疑義を解明するためにを行い、その内容についてはあくまで総括大綱的なものにとどめます。</p>	まだ不十分	<ul style="list-style-type: none"> ○本会議での質疑が数字の確認などで終わり、総括大綱的でない場合がある。 ○本会議での質疑において疑義を解明するのではなく、個人の意見の主張になっている場合がある。 ○場合により本会議での質疑を委員会審査で更に深める必要がある。 <p>(今後の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○質問と質疑の区別を明確にする。 <p>(意見)</p> <p>本会議の議案提案時の質疑が重要である。</p>

条 文	検証結果	
	評価	評価の理由等
<p>第14条 委員長報告に対する質疑は、委員長に対し疑義をただすために行います。</p> <p>2 修正案が提出された場合は、執行上の問題について、市長等に対し質疑することができます。</p> <p>3 委員長が市長等の答弁を誤って述べた場合は、市長等からの訂正を求める発言を認めるものとします。</p>	ある程度達成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 報告書概要がしっかりとチェックされている。
<p>(委員長報告)</p> <p>第15条 委員長報告は、委員外の議員が意思決定するときの判断材料として必要な情報を提供するため、そして審査状況を市民に知らせるために審査の概要と結果及びその論点を明らかにし、詳細に要領よく行います。</p> <p>2 委員長報告概要は、議場に配布します。</p>	達成している	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例文どおり実施している。 ○ 委員長報告概要は、ホームページでも公開している。
<p>(賛否の公開)</p> <p>第16条 議案等における賛否は、これを原則公開します。</p>	達成している	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例文どおり実施している。 ○ ホームページ、議会だよりで公開している。 ○ 議会だよりについては紙面の関係で賛否の分かれたものだけ公開している。

条 文	検証結果	
	評価	評価の理由等
(委員会の運営) 第17条 委員会は、議案等の審査のみならず、様々な市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、その所管に関する事務の調査を機動的に実施するとともに、委員会の専門性と特性を生かし、その機能を十分発揮するよう運営します。	ある程度達成	○ 所管事務調査に積極的に取り組んでいる。
(審議における論点情報の形成) 第18条 委員会は、提案される重要な政策、施策、計画等（以下「政策等」といいます。）について、議会審議における論点に係る情報を形成し、議論の水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、提案者に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めます。 (1) 政策等の提案に至った経緯、理由及び期待される効果 (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討 (3) 提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容 (4) 総合計画との整合性 (5) 関係法令及び条例等 (6) 財源措置及び将来にわたるコスト計算	まだ不十分	○ 論点情報の形成が不十分である。 (今後の対応) ○ 論点情報の形成に重点をおく委員会運営に取り組んでいく。 ○ この条文に応じた議案の提案をするよう、議会から執行部へアプローチしていく。

条 文	検証結果	
	評価	評価の理由等
(市民懇談会の実施) 第19条 議会は、市民と議員が自由に意見や情報を交換するため市民懇談会を実施します。 2 市民懇談会に関することは、別に定めます。	達成している	○条文どおり実施している。
(請願者及び陳情者の意見陳述) 第20条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聞く機会を設けなければなりません。	達成している	○条文どおり実施している。
(公聴会及び参考人制度の活用) 第21条 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的な識見等を議会の討議に反映させます。	まだ不十分	○請願審査等、参考人制度は活用している。 ○公聴会制度は活用したことがない。 (今後の対応) ○公聴会の必要性、活用場面について検討する。

条 文	検証結果	
	評価	評価の理由等
(附属機関の設置) 第22条 議会は、審査、諮詢又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができます。	取組なし	<ul style="list-style-type: none"> ○ 附属機関を設置していない。 (今後の対応) ○ 附属機関の必要性、活用場面について検討する。
(議会広聴の充実) 第23条 議会は、多様な広聴手段を活用することにより、市民の意見を把握し、市政に反映させるため、議会広聴活動に努めます。	ある程度達成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例どおり実施している。
(議会報告会の実施) 第24条 議会は、市民に対する説明責任を果たすため、議会で行われた審議内容等を説明する議会報告会を年2回以上行います。 2 議会報告会に関することは、別に定めます。	達成している	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例どおり実施している。 ○ 議会カフェとして参加人数は増えている。 (今後の対応) ○ 議会報告会の目的が達成できるように開催方法、報告内容、回数等を含め、あり方について検討する。

条 文	検証結果	
	評価	評価の理由等
<p>(情報の公開)</p> <p>第25条 議会及び議員は、市民への情報提供等を図るため次の各号に掲げる事項について公開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本会議会議録 (2) 委員会記録 (3) 全員協議会記録 (4) 委員会報告書 (5) 視察報告書 (6) 議長交際費 (7) 政務活動費 (8) 議会スケジュール (9) その他議長が必要と認めたもの 	達成している	<ul style="list-style-type: none"> ○条文どおり実施している。 ○議会モニターの意見も公開している。
<p>(議会広報の充実)</p> <p>第26条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、分かりやすく情報を提供します。</p> <p>2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めます。</p>	ある程度達成	<ul style="list-style-type: none"> ○条文どおり実施している。 ○市民の立場になって分かりやすい情報を発信するべきである。 <p>(今後の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○フェイスブックを活用しているが、更に効果的な手段の検討が必要。

条 文	検証結果	
	評価	評価の理由等
(政治倫理) 第27条 議員は、市民の代表者として、その倫理性を常に自覚し、品位を保持し、識見を養うよう努めなければなりません。 2 議員の政治倫理の規範については、条例で別に定めます。	ある程度達成	
(議員定数) 第28条 委員会又は議員が議員定数の条例改正を提案する場合は、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮の上、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、明確な改正理由を付すものとします。 2 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題を考慮し検討するものとします。	取組なし	
(議員報酬) 第29条 委員会又は議員が議員報酬の条例改正を提案する場合は、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度などを十分に活用し、明確な改正理由を付すものとします。	取組なし	
(政務活動費) 第30条 委員会又は議員が政務活動費の条例改正を提案する場合は、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、明確な改正理由を付すものとします。	取組なし	(今後の対応) ○政務活動費について検討が必要である。

条 文	検証結果	
	評価	評価の理由等
2 会派の代表者及び会派に属さない議員は、山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第13号）第2条の規定により調査研究その他の活動に資するために政務活動費の交付を受けたときは、会計帳簿、領収書等を整理し、その使途の透明性を確保します。	達成している	○ 条文どおり実施し、公開対象としている。
(議会事務局) 第31条 議長は、議会の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図らなければなりません。	ある程度達成	
(議会図書室) 第32条 議長は、議会の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努め、市民もこれを利用できます。	まだ不十分	<ul style="list-style-type: none"> ○調査研究のための図書等が配置されていない。 ○市民の利用に供する状態になっていない。 (今後の対応) ○議会図書室のあり方について検討する。

条 文	検証結果	
	評価	評価の理由等
(他の条例等との関係) 第33条 この条例は、市議会の基本となる事項を定める条例であり、市議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければなりません。	達成している	○条文どおり実施している。
(条例の見直し等) 第34条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において2年ごとに検証します。 2 前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講じます。 3 議会は、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行います。	まだ不十分	○2年ごとの検証を行っていない。 ○改選後の本条例の研修を行っている。 (今後の対応) ○改選直後の議会基本条例に関する研修を充実させる。 ○条例見直しの期間は2年が適当か検討する。

山陽小野田市議会基本条例（逐条解説付き）

平成24年3月30日制定

条例第23号

改正 平成25年2月22日条例第2号

改正 平成29年9月20日条例第18号

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条—第10条）

第3章 本会議における基本原則（第11条—第16条）

第4章 委員会における基本原則（第17条・第18条）

第5章 市民と共に行動する議会（第19条—第23条）

第6章 説明責任を果たす議会（第24条—第26条）

第7章 議員の政治倫理及び身分、待遇等（第27条—第30条）

第8章 議会事務局等の体制整備（第31条・第32条）

第9章 他の条例等との関係及び見直し手続（第33条・第34条）

第10章 補則（第35条）

附則

前文

地方分権の推進により、地方のことは地方で決定し、自らの責任で行政運営ができる時代となり議会の果たすべき役割も大きくなってきました。

そのような時代にあって、市民による厳肅な信託によって選ばれた市長と議会が、それぞれの特性を生かして、牽制や協調を重ねていくという二元代表制の下、市民福祉の増進と市勢の発展を目指すために、共に考え、汗を流す必要があります。

議会は、市の唯一の議事機関として、行政運営に対して評価・監視機能を十分に發揮するとともに政策立案機能を強化しなければなりません。さらに今後は、まちづくりの主体である市民の多様な意見を的確に市政に反映させるため、透明性のある議会、開かれた議会を実現し、市民から信頼される議会になることが求められています。

また、議員は市民の代表者であることを自覚し、崇高な政治倫理の下、お互いに研さん努め市民の負託に応えなければなりません。

これらのことを行なうために、山陽小野田市議会は、議会、議員の活動原則並び

に議会と市民及び市長等との関係など基本的な事項を定めた議会の最も尊重すべき規範である山陽小野田市議会基本条例を制定します。

(解説)

平成12年4月に施行された地方分権一括法により、議会の果たすべき役割と責任は以前にも増して大きくなりました。市民福祉の向上と市の発展のためには、共に市民の信託によって選ばれた市長と合議制の議会がそれぞれの特性を生かして、牽制や協調を重ねながら邁進する必要があります。そのために、日本国憲法の理念そして地方自治法に基づき、議事機関として立法、監視・評価、調査など議会の持つすべての機能を高め、搖るぎない議会制民主主義を確立しなければなりません。

また、意思決定機関としてまちづくりの主体である市民の多様な意見を的確に市政に反映させその関係を再構築するために、透明性のある議会、市民も参加できる開かれた議会を目指し、市民からより信頼される議会になる必要があります。

さらに、議員は選挙で選ばれた市民の代表者であることを自覚し、崇高な政治倫理のもとお互いに研鑽に努め存在価値を高めていかなければなりません。

これらのこととを実現するため市議会の最高規範としての議会基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会の基本的事項を定め、議会及び議員の役割を明確にし、その責任を果たすことにより真の地方自治を実現し、市民の幸せと豊かなまちづくりに寄与することを目的とします。

(解説)

この条例は、地方分権時代にふさわしい山陽小野田市議会を実現することにより、全市民の幸せと山陽小野田市の発展に寄与することが目的であることを述べています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、市政に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (3) 把握した市民の多様な意見をもとに政策立案、政策提言等の強化に努めること。

- (4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価することにより信頼される議会を目指すこと。
- (5) 議会運営は、市民の関心が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行うこと。

(解説)

地方自治法などで与えられた議会の権限を強化することはもちろんのこと、透明性のある議会、市民に開かれた議会を実現することを述べています。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、市民の代表者であることを自覚し、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 議会が言論の府であること及び二元代表制の一翼を担う合議制機関であることを十分認識し、積極的な議論をすること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動をすること。
- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(解説)

議員は、市民の直接選挙で選ばれた代表者であることを自覚し、市の発展や市民福祉の向上のために積極的な議論によって意思を形成する必要があることを述べています。

(会派)

第4条 議員は、会派を結成することができます。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で結成するものであって、政策立案及び政策提言に資するための調査研究に努めなければなりません。

(解説)

会派とは、単なる議員の集まりではなく、理念を共有する議員の集団をいい、3人以上の議員で会派を結成することができます。また、政策立案及び政策提言を行うために調査研究に努めなければならないことを定めています。

(会議の公開)

第5条 議会は、本会議のほか委員会等を原則公開とします。

(解説)

市民に開かれた議会とするため、本会議と委員会を原則公開とします。また、全員協議会も公の機関としての位置づけ、原則公開とします。

(自由討議の保障)

第6条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心と運営します。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長からの提出議案並びに直接請求による議案、請願及び陳情に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間の論議を尽くして合意形成に努めます。

(解説)

議案や請願及び陳情等の審議の際はもちろんのこと、それ以外の所管事務調査事項や懸案事項についても議員間で十分な議論を行わなければならないことを定めています。

(議決事件の追加)

第7条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決事件を積極的に追加します。

2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定めます。

(解説)

議会の議決すべき事件は、地方自治法第96条第1項において条例の制定、改廃や予算の承認、決算の認定など15項目が規定されていますが、同条第2項では、条例で議会の議決事件を追加できることを定めています。ここでは、その規定を根拠として議決事件を追加することを述べています。これにより議会と市長等が市民に対する責任を共に担い、市民の視点に立った計画的で透明性の高い行政を推進することになります。

(議案及び関連資料の公開)

第8条 議会は、市民に対し情報を公開することを積極的に進めるため、本会議のほか委員会等で用いた議案及びその関連資料は、積極的に公開します。

(解説)

議会は、議案及び関連資料を用いて慎重審査を行っていますが、今後は、市民が議会で何をどのように審査しているのかを知るためにも本会議のほか委員会等で用いた資料を積極的に公開していくことを述べています。

(政策討論会の開催)

第9条 議会は、市政に関する重要な政策又は課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催します。

2 政策討論会に関することは、別に定めます。

(解説)

市政に関する重要な政策及び課題に対して、委員会に特化することなく議会全体としての共通認識を図り、政策立案、政策提案及び政策提言を推進していくために全議員参加型の政策討論会を開催することを述べています。

(行政運営の検証)

第10条 議会は、決算審査に当たって、市長その他執行機関（以下「市長等」といいます。）が執行した事業等の評価（以下「議会の評価」といいます。）を行います。

2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価を市長に明確に示します。

3 市長は、議会の評価を予算に十分反映せるよう努めなければなりません。

(解説)

行政が実施する施策や事務事業について、目的を明確にしながら議会が住民の視点に立ち、「市民にとっての効果は何か」「当初期待したとおりの成果はあがっているのか」という観点から事業等の成果を数値化し、客観的に評価・検証を行うもので、その結果を継続的に行政運営に反映させる仕組みについて述べています。

第3章 本会議における基本原則

(一般質問)

第11条 議員は、一般質問を行う権利を有します。

2 一般質問は、行財政全般にわたって、市長等に疑義をただし、所信の表明を求めるのみならず、政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせることを目的とするものにしなければなりません。

3 一般質問における論点と回答は、これを公開します。

(解説)

一般質問は、あくまでも行財政全般にわたって執行機関の疑義をただし、所信の表明を求めるものとするのみならず、政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせることを目的とすることを述べています。また、市民にとって透明性のある分かりやすい議会にするため、その論点と回答をホームページなどで公開します。

(反問権)

第12条 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質問を受けたときは、そ

の論点を明らかにするため、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができるものとします。

(解説)

議員の質問に対して、論点を整理するため、市長等が議員に逆質問ができる反問権について定めています。

(質疑)

第13条 議案等に対する質疑は、疑義を解明するために行い、その内容についてはあくまで総括大綱的なものにとどめます。

(解説)

本会議における議案等の提案時の質疑は、議案の疑義を解明するために行い、その内容については、委員会において質疑をする機会が設けられているので、あくまで総括大綱的なものにとどめるとともに委員会審査に資するために行うことについて述べています。

第14条 委員長報告に対する質疑は、委員長に対し疑義をただすために行います。

- 2 修正案が提出された場合は、執行上の問題について、市長等に対し質疑することができます。
- 3 委員長が市長等の答弁を誤って述べた場合は、市長等からの訂正を求める発言を認めるものとします。

(解説)

本会議における委員長報告に対する質疑は、議案の疑義を解明するために行うものですが、修正案が提出された場合の執行上の問題についてや委員長が市長等の答弁を誤って述べた場合、市長等からの発言を認めることを述べています。

(委員長報告)

第15条 委員長報告は、委員外の議員が意思決定するときの判断材料として必要な情報を提供するため、そして審査状況を市民に知らせるために審査の概要と結果及びその論点を明らかにし、詳細に要領よく行います。

- 2 委員長報告概要は、議場に配布します。

(解説)

本会議における委員長報告は、おおむね議案説明と質疑、答弁の概要と結果を中心の報告となっており正確性は確保されているものの、結果に至る論点は分かりにくいものとなっています。今後は市民にも分かりやすい報告をするとともに、委員長報告概要を議場に配布することを規定しています。

(賛否の公開)

第16条 議案等における賛否は、これを原則公開します。

(解説)

議案に対する議員個人の賛否を明らかにし、議員の政治責任をより一層明確にするために定めます。

第4章 委員会における基本原則

(委員会の運営)

第17条 委員会は、議案等の審査のみならず、様々な市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、その所管に関する事務の調査を機動的に実施するとともに、委員会の専門性と特性を生かし、その機能を十分発揮するよう運営します。

(解説)

委員会は、議案審査だけではなく行政全般にわたる所管事務の調査を行うことを述べています。

(審議における論点情報の形成)

第18条 委員会は、提案される重要な政策、施策、計画等（以下「政策等」といいます。）について、議会審議における論点に係る情報を形成し、議論の水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、提案者に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めます。

- (1) 政策等の提案に至った経緯、理由及び期待される効果
- (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (3) 提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 関係法令及び条例等
- (6) 財源措置及び将来にわたるコスト計算

(解説)

市長等が提案する重要な政策等について、議会における十分な審議を行うため、市長等に対して6項目の説明を求めます。これにより、議論の透明性の確保及び論点の明確化が図られ、提出される政策等の信頼性・正当性が高まることが期待されます。

第5章 市民と共に行動する議会

(市民懇談会の実施)

第19条 議会は、市民と議員が自由に意見や情報を交換するために市民懇談会を実施します。

2 市民懇談会に関することは、別に定めます。

(解説)

市民も参加して共に行動する議会を実現するため、市内で事業活動その他の活動を行う団体及びおおむね10人以上の市民グループから議長に開催の申込みがあった場合、議会が出向きテーマに沿って意見や情報を交換する市民懇談会の実施について述べています。

(請願者及び陳情者の意見陳述)

第20条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければなりません。

(解説)

請願書及び陳情書の提出後、市民が抱える個別具体的な懸案事項について議会で意見を述べることを保障するために定めます。

(公聴会及び参考人制度の活用)

第21条 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的な識見等を議会の討議に反映させます。

(解説)

市民、利害関係者、学識経験者等の意見を委員会で述べる機会を積極的に確保し、それらの意見を討議に反映させ、政策水準の向上を目指すことを規定しています。

(附属機関の設置)

第22条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例

で定めるところにより、附属機関を設置することができます。

(解説)

執行機関に限らず、議会においても必要性があれば中長期的な視点から自治体の政策の在り方等を総合的に検討し、政策等を提言していくために学識経験者等が与えられた課題に対して自由に持論を展開できる附属機関の設置について述べています。

(議会広聴の充実)

第23条 議会は、多様な広聴手段を活用することにより、市民の意見を把握し、市政に反映させるため、議会広聴活動に努めます。

(解説)

新たな広報広聴活動の一つとして、各地域に御意見箱を設置し、広く市民の声を聞くことを述べています。

第6章 説明責任を果たす議会

(議会報告会の実施)

第24条 議会は、市民に対する説明責任を果たすため、議会で行われた審議内容等を説明する議会報告会を年2回以上行います。

2 議会報告会に関することは、別に定めます。

(解説)

市民の代表者の集合組織である議会が説明責任を果たすため積極的に市民のもとに出向き、市民に対して政策提言や常任委員会など議会活動の状況を報告・説明し、市政に関する情報を提供するとともに、議会に対する意見、提言などを聞く議会報告会を実施することを述べています。

(情報の公開)

第25条 議会及び議員は、市民への情報提供等を図るため次の各号に掲げる事項について公開します。

- (1) 本会議会議録
- (2) 委員会記録
- (3) 全員協議会記録
- (4) 委員会報告書
- (5) 視察報告書
- (6) 議長交際費
- (7) 政務活動費

- (8) 議会スケジュール
- (9) その他議長が必要と認めたもの

(解説)

議会に関する情報の公開を促進するため、上記の8項目にわたってホームページ等において公開することを述べています。

(議会広報の充実)

第26条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、分かりやすく情報を提供します。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めます。

(解説)

議会の広報紙において、更に分かりやすく親しみやすい紙面作りを心がけると共に、議案に対する議員の賛否を明らかにすることを述べています。また、多様な情報伝達媒体を活用して広報活動に努めることを定めています。

第7章 議員の政治倫理及び身分、待遇等

(政治倫理)

第27条 議員は、市民の代表者として、その倫理性を常に自覚し、品位を保持し、識見を養うよう努めなければなりません。

2 議員の政治倫理の規範については、条例で別に定めます。

(解説)

議員は、その職権や地位による影響力から、高い倫理感や品位の保持を求められており、特定の利益の実現を求めて公共の利益を損なうことがあってはならないことを定めています。

(議員定数)

第28条 委員会又は議員が議員定数の条例改正を提案する場合は、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮の上、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、明確な改正理由を付すものとします。

2 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題を考慮し検討するものとします。

(解説)

平成23年4月の地方自治法の改正により議員定数の法定上限が撤廃をされ、地方自治体の自主性及び自立性が高まりました。よって、議員定数の条例改正を提案する場合は、単純に他市との比較や行財政改革の視点からではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮の上、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、明確な改正理由を付すことを述べています。

(議員報酬)

第29条 委員会又は議員が議員報酬の条例改正を提案する場合は、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度などを十分に活用し、明確な改正理由を付すものとします。

(解説)

議員報酬の改正については、定数の改正と同様、総合的に判断する必要があるため、参考人制度や公聴会制度などを活用した上で、明確な改正理由を付すことを規定しています。

(政務活動費)

第30条 委員会又は議員が政務活動費の条例改正を提案する場合は、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、明確な改正理由を付すものとします。

2 会派の代表者及び会派に属さない議員は、山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第13号）第2条の規定により調査研究その他の活動に資するために政務活動費の交付を受けたときは、会計帳簿、領収書等を整理し、その使途の透明性を確保します。

(解説)

政務活動費の改正も定数及び報酬の改正と同様、総合的に判断する必要があるため、参考人制度や公聴会制度などを活用した上で明確な改正理由を付すことを規定しています。また、会派及び会派に属さない議員は、市政に関する調査研究その他の活動に活用するため政務活動費を使用することができ、また、その使途の適正化と透明性の確保、市民への説明責任を負うことを定めています。

第8章 議会事務局等の体制整備

(議会事務局)

第31条 議長は、議会の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図らなければなりません。

(解説)

議会の持つ権能を十分に發揮できるように議会事務局の調査及び法務機能の充実強化に努めることを規定しています。

(議会図書室)

第32条 議長は、議会の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努め、市民もこれを利用できます。

(解説)

議員の政策立案能力の向上を図るとともに、市民が活用できるよう、議会図書室機能の充実強化と利用促進に努めることを定めています。

第9章 他の条例等との関係及び見直し手続

(他の条例等との関係)

第33条 この条例は、市議会の基本となる事項を定める条例であり、市議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければなりません。

(解説)

この条例が山陽小野田市議会における最も基本となる条例であり、市議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならないことを規定しています。

(条例の見直し等)

第34条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において2年ごとに検証します。

- 2 前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講じます。
- 3 議会は、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行います。

(解説)

より実効性を持たせるために、議会運営委員会において2年ごとに検証を行い、選挙があった場合には、新たな議員を含めて、本条例についての研修を行うことを規定しています。

第10章 補則

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。

(解説)

その他必要事項については、その内容に応じ、規則、規程、要綱、申し合わせなどで定めることを規定しています。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月22日条例第2号）抄

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日（平成25年3月1日）から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年（2024年）10月31日

山陽小野田市議会議長 高 松 秀 樹 様

総務文教常任委員長 伊 場 勇

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学に関する要望書について

本委員会において、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「大学」という）について所管事務調査を行った。

については、大学に対する別紙要望書を取りまとめたので、取り計らいをお願いする。



公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の契約に関する要望書

公立大学の役割の一つである「地域貢献」には、地場産業の育成も含まれていることから、本市議会は貴大学に対して、令和5年10月10日付で「公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学に関する要望書」を提出したところである。

昨年に引き続き本市議会が所管事務調査を行い、前記要望書を受けての貴大学の取組を調査した結果、市内業者に優先発注する旨の文言を令和6年度予算執行要項に追加したこと、昨年度と比べて市内業者への発注数が増加したことなどの改善はあったものの、市との更なる情報連携を行うこと、事業や契約の内容を精査すること等によって、市内業者に受注機会を与える余地が依然として存在することが判明した。

については、大学が契約を行うに当たっては、市内業者の受注機会の確保及び育成のために市内業者への優先発注を推進するとともに、市内業者に自主的な努力を促し公正な競争が行われるよう配慮していただくべく、下記事項について引き続き取り組まれるよう要望する。

記

- 1 関係法令を遵守し、契約の競争性、公平性及び透明性を確保しつつ、公立大学の役割の一つである「地域貢献」を進めるため、市内業者の受注機会を確保し、市内企業の育成及び地域経済の活性化を図るべく、大学が行う契約については、市内業者を優先する方針を維持すること。
- 2 適正な競争原理を確保し、優先して市内業者と契約するためには、市内業者を把握する必要があることから、市、商工会議所等と密接に連携し、市内業者の把握に努めること。
- 3 大学が行う契約において、その契約状況を集計し、市内業者が優先されているかどうかを定期的に確認し、実施状況を把握すること。
- 4 大学が行う契約において、市内業者以外の業者に発注する場合には、明確な理由を示すようにすること。また、その理由が真に適正であるか精査すること。
- 5 大学の全ての教員及び事務職員に対し、優先して市内業者に発注することや、契約する目的とその必要性について、研修等の機会を通じて効率的・効果的に周知徹底に努めること。

令和 年 月 日

山陽小野田市議会